

# 東京社保協第3回常任幹事会 資料集



2022年6月23日(木) 東京労働会館5階会議室

- 01～14 中央社保協第11回運営委員会報告
  - 15～16 人権としての医療・介護東京実行委員会、連絡会 ニュース
  - 17～18 介護をよくする東京の会 報告
  - 19～21 生存権裁判を支える東京連絡会 ニュース、資料
  - 22～24 消費税廃止東京各界連 資料
  - 25～26 東京高齢期運動連絡会 資料
  - 27～30 全世代型社会保障構築会議 資料
  - 31～32 骨太方針2022 資料
  - 33～45 新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 資料
  - 46～49 令和臨調 資料
  - 50～56 75歳以上医療費2倍化中止関連 資料
  - 57 介護事業所への減収補填を国や東京都に求める請願ひな型
  - 58～59 いのちのとりで裁判 リーフレット
  - 60～66 国保関連資料
  - 67 中央社保学校 チラシ案
  - 68～69 東京社保協学習会開催費補助要綱・請求書
- 別冊 歯科酷書、民医連新聞号外 全日本民医連



# 2021年度中央社保協第11回運営委員会

2022年6月1日(水) 13時半～  
オンライン会議

## 【出席確認】

### ○代表委員

住江(保団連) 山田(民医連) 前田(全労連) 鎌倉(医労連)  
窪田(東京) 安達(大阪)

### ○運営委員

白沢(山崎)(障全協) 日野(新婦人) 中山(宇野)(全商連)  
西野(全生連) 藤原(農民連) 民谷(福祉保育労) 村田(全教)  
(建交労) 高山(年金者組合) 五十嵐(医労連)

上所(保団連) 梅津(共産党) 大門(国公労連)

小泉(自治労連) 山之内(医療福祉生協連) 久保田(民医連)

沢野(北海道) 高橋(宮城) 川嶋(埼玉) 藤田(千葉)  
窪田(東京) 根本(神奈川) 藤牧(石川) 小松(愛知)  
寺内(大阪) 楠藤(徳島) 西村(福岡)

### ○事務局

山口、是枝(事務局)、名嘉(保団連)、山本(民医連)、  
寺園(全労連)、林(医労連)

※保団連の事務局次長は、任務交代で当面名嘉さんに交代

## <報告事項>

- 5月 1日(日) 第93回メーデー  
3日(火) 憲法集会  
9日(月) 国会議員要請・懇談(介護改善)  
社保テキスト打合せ  
憲法特集「Q&Aパンフ」打ち合わせ  
10日(火) 介護3者打合せ  
社保テキストチーム会議  
11日(水) 第10回運営委員会  
介護・障害者部会  
12日(木) 全生連打ち合わせ  
75歳・医療福祉生協連訪問  
13日(金) 社会保障誌2022秋号編集委員会  
75歳署名推進打ち合わせ会議

14日(土)	「4」の日巢鴨宣伝(中止) 日本高齢期運動連絡会総会
16日(月)	いのちくらし社会保障立て直せ一斉行動記者会見 社保誌社会保障入門テキストフリートーク
17日(火)	全国介護集会実行委員会打ち合わせ
18日(水)	25条共同実行委員会
23日(月)	25条共同事務局会議 いのち守る全国集会実行委員会
24日(火)	中央社保協次長会議
25日(水)	定例国会行動 年金署名提出国会行動 25日宣伝行動・御茶ノ水駅前
26日(木)	いのちくらし社会保障立て直せ一斉行動第3回署名提出 行動
27日(金)	中央社保協代表委員会
30日(月)	国保部会 地域医療を守る運動交流集会実行委員会
31日(火)	介護・国会議員懇談会
6月 1日(水)	中央社保協運営委員会 介護・障害者部会

#### ◆情勢の特徴

(1) 補正予算案 物価高騰から暮らしを守る予算を

2022年度補正予算案が31日に参議院本会議で採択されました。

25日の審議入り後、国民の生活をどう守るのか。暮らしと平和をめぐる審議が求められました。労働法制の規制緩和や社会保障の連続削減など弱肉強食の新自由主義により日本の経済を「弱い経済」になってしまいました。物価高騰等から暮らしを守るための「やさしく強い経済」への抜本的転換が求められています。

6月からの物価高騰は、食品メーカーは続々と値上げを実施し、今後2カ月間に3000品目超の値上げが予定され、今年は累計1万品目を突破する公算が大きいとされ、購買意欲の減退を招きかねず、消費者と直接向き合う小売業界は、対策に頭を悩ませています。

全国の消費者物価指数の推移  
(前年同月比、生鮮食品を除く)

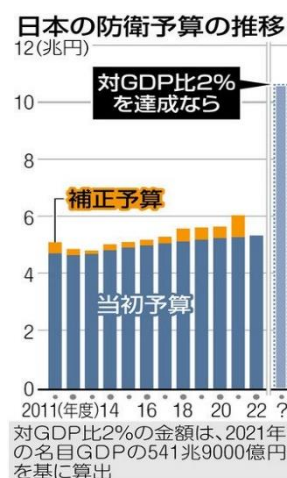


物価高騰、年金0.4%引き下げの下、消費税5%減税をはじめ、国民の負担軽減、社会保障の拡充が求められています。

また、軍事費については「相当な増額」をアメリカと約束したことを首相は否定できず、「具体的な数字は示していない」との弁明に終始しました。

自民党安全保障調査会は、現在の国内総生産（GDP）比1%程度から2%へ引き上げる案を今後の論点整理としています。2%なら米国と中国に次ぐ規模になり、憲法が掲げる平和主義の理念が一層、形骸化することになります。

防衛費を巡っては、1976年に1%枠を超えないとする方針を閣議決定。86年に撤廃されますが、1%程度で推移してきました。安倍政権以降、増額が続き、当初予算で2022年度まで8年続けて過去最大を更新。本年度当初予算で約5兆4000億円となっています。



75歳医療費窓口負担二倍化の10月実施の問題について、共産党が消費税減税と合わせ、中止についてのプログラム法案を提出しました。

## (2) 2022 骨太・骨子案、新しい資本主義へ「計画的投資」 諮問会議

メディアファックス 2022年5月16日

政府が16日に開催した経済財政諮問会議で、「骨太の方針2022」の骨子案が示された。次回会議で骨太の原案を提示し、6月中旬までには方針を固められるよう調整していく。

骨子案は▽第1章-わが国を取り巻く環境変化と日本経済▽第2章-新しい資本主義に向けた改革▽第3章-中長期の経済財政運営▽第4章-当面の経済財政運営と2023年度予算編成に向けた考え方-の4章で構成される。

第1章では当面の経済財政運営として、マクロ経済運営や経済社会活動の正常化に向けた感染症対策を記した。第2章では、新しい資本主義に向けた「計画的な重点投資」として、人、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションの5項目を提示。また「社会課題の解決に向けた取り組み」として、民間による社会的価値の創造、包摂社会の実現、多極化・地域活性化の推進を挙げた。

さらに第2章では、「国際環境の変化への対応」として、対外経済連携の促進、外交・安全保障の強化とともに、経済安全保障の強化も明記された。「防災・減災、国土強靱化の推進」や「国民生活の安全・安心」もテーマとなる。

社会保障関連では、第3章で「持続可能な社会保障制度の構築」が入った。現段階で取り組みの具体的な項目は示されていない。

◆日本テレビニュース 5月22日 12時

経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」の原案が日本テレビの取材でわかりました。75歳以上を念頭に、株などの金融所得を勘案して健康保険料の支払額を決めることなどが盛り込まれています。

岸田政権初となる「骨太の方針」原案は、「新しい資本主義」の実現に向け、「成長と分配をともに高める」として、人への投資のほか、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーションなどへの投資の5つを柱として掲げています。

中でも社会保障について、75歳以上の後期高齢者は、株や配当などの金融所得を勘案して健康保険料の支払額を決めるとしています。現役世代の負担をやわらげるねらいです。骨太の方針は月末の経済財政諮問会議で示され、参院選では与党の公約にも反映されます。

(3) 全世代型社会保障構築会議「議論の中間整理」(5月17日)

※別紙参照

- ① 社会保障の担い手確保→「未来への投資」子育て・若者世代への支援→仕事と子育ての両立、
- ② 勤労者皆保険→働き方に「中立」な社会保障→社会保険の適用拡大、女性就労の制約撤廃(130万円の壁、106万円の壁)、
- ③ 介護の負担軽減→介護休業制度、認知症の総合的施策、ヤングケアラー、
- ④ 地域共生社会づくり→「互助」機能の強化、
- ⑤ 地域完結型の医療・介護提供体制→都道府県のガバナンス強化、医療保険改革、地域医療構想、社会保障全体のDX

### 1. 全世代型社会保障の構築に向けて

男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」が重要。特に「子育て・若者世代」への支援を行うことが喫緊の課題。「その際には、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、将来世代へ負担を先送りせず、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保することが重要」

### 2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

「仕事と子育ての両立」を図る⇒ 育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育な

どの多様な両立支援策を整備。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し  
働き方に対して「中立」な社会保障 制度の構築⇒「勤労者皆保険の実現」。

4. 家庭における介護の負担軽減

介護サービスの基盤整備を着実に実施。在宅高齢者へは医療・介護連携体制の強化など、地域全体でのサービス基 盤を整備。

5. 「地域共生社会」づくり

相談支援や多機関連携による総合的支援体制の整備。地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」機能の強化。住まいの確保への対応。

6. 医療・介護・福祉サービス

地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを着実に進める。社会保障全体のDXを進める。

ICTの活用や資格の養成課程の見直しなど。処遇改善も勘案したタスクシェア・タスクシフティングや経営の大規模化・協働化。

\* 「勤労者皆保険」とは？

これは、兼業や副業、正規や非正規など雇用形態にかかわらず働く人が皆加入できる社会保険制度のことを指す。これは保険料負担者や保険金受取人を年齢で区切るのではなく、「負担する能力」がなくても、少しでも収入がある人は支える側に回るという政策。

◆年金署名提出行動・浜岡先生講演から抜粋

#### (4) 財政審の議論

・ 4月13日 社会保障等について

かかりつけ医の制度化、医療機関への財政支援は減収補填と医療機能の強化の目的ごとに効果的な手法を、受け取った病床確保料と運用実態の公表を、薬剤費総額にマクロ経済スライド導入の検討。

国保制度の見直しを提言（国保新聞4月20日付け）

・ 5月16日 とりまとめに向けた審議

・ 5月25日 建議（意見書）のとりまとめ

財政健全化目標の達成。

消費税率の更なる引き上げの検討。

社会保障は財政悪化の最大の要因→病院数・病床数の削減、外来受診時の定額負担拡大、医薬品の保険給付範囲の縮小、75歳以上の保険料負担割合の引き上げ。

軍事費は「規模ありき」ではないとけん制、

(4) 生活保護基準引き下げ反対訴訟 熊本地裁判決勝訴 (赤旗より抜粋)

2013年からの生活保護費の引き下げは生存権を保障する憲法に違反するとして、熊本県内の生活保護利用者36人が熊本市などを相手取って引き下げ処分の取り消しなどを求めた「ストップ!生活保護基準行政処分取り消し請求訴訟」(いのちのとりで裁判)の判決が25日、熊本地裁であり、引き下げ処分を取り消す原告全面勝訴の判決が出されました。

全国の訴訟で10件目の判決で、処分を取り消したのは、昨年2月の大阪地裁判決に次ぐものです。判決では、「ゆがみ調整」や「デフレ調整」などの調整に際し、厚生労働大臣の判断過程や手続きに「過誤欠落」があると指摘。厚生労働大臣の裁量権を逸脱・乱用したものとわざるを得ないとしています。

※声明文参照

#### ◆協議事項

(1) 当面の取り組みについて

①新しいのち署名「いのち・暮らし・社会保障立て直せ一斉行動」

1. 5月26日 第3回署名提出行動～社会保障拡充総決起行動として計画

※高齢期運動連絡会速報参照

※社保協提出署名(累計数は30日現在)

新しいのち 26714筆 累計73408筆

介護改善 2810筆 累計16782筆

75歳 4636筆 累計46275筆

※全体集約署名累計数(26日現在)

新しいのち 463672筆

介護改善 288077筆

75歳 703419筆

※「75歳以上医療費2倍化中止」団体署名1030団体、

神奈川254、岩手161、沖縄87、北海道48、愛知38、  
福岡11、

立憲民主党本部、立民、共産、社民、れいわの国会議員に要請

「介護職員の処遇改善」団体署名1924団体を集約。

5月26日に厚労省懇談 ※報告メモ参照

※6月24日に、5団体総括会議(第一次)を計画

**社会保障再建は急務 「新しいのち署名」など158万人分(赤旗 5/27付け)**

全労連、中央社会保障推進協議会(中央社保協)などは26日、「いのち・暮らし・社会保障立て直せ一斉行動」で「新しいのち署名」など約158万人分の署名を国会に届け、請願

行動に取り組みました。

安全・安心の医療・介護などを求める「新しいのち署名」は45万7390人、「介護保険制度の抜本的転換」は41万7019人、「75歳以上の医療費2倍化中止」は70万3419人分が集まりました。

衆院第1議員会館での提出集会で中央社保協の住江憲勇代表委員（保団連会長）は、岸田首相の「新しい資本主義」の欺まんを告発し「大企業に応分の税と社会保険料を払わせ、社会的責任を果たさせよう。社会保障の立て直しは急務だとの声を国会に届けよう」と呼びかけました。

各団体代表が実態を報告。自治労連の代表は「コロナ禍の住民の暮らしを守ろうと、自治体職員の時間外労働は膨れ上がり、疲弊している。大幅増員を」と語りました。

「医療職場でメンタル不全の職員や離職者が増加している。今こそ政治を変えて社会保障の充実を」（日本医労連）「雇用悪化で全世代で受診控えが増えている。社会保障への国庫負担の増額がないと命は守れない」（民医連）「値上げラッシュのなかで10月から医療費負担が倍増。やっていけない」（日高連）と語りました。

日本共産党から伊藤岳、吉良よし子、倉林明子、山添拓の各参院議員があいさつし「暮らしと経済が大きく傷んでいます。軍事費ではなく社会保障を拡充させよう」（山添議員）と訴え。立憲民主、国民民主、れいわ、無所属の議員らが参加しました。

一斉行動では「75歳以上医療費2倍化中止」、「介護職員の処遇改善」の団体署名も提出。それぞれ全国の1030団体、1924団体が名を連ねています。

## ②75歳以上の医療費窓口2倍化中止すすめる取り組み

### 1. 高齢者の生活実態を世論に発信

※「岸田さんこの声聞いてよ」アンケート

1665通回収 5月16日の記者会見用に生活視点でのまとめ

※富山民医連（記者会見）の記事参照

#### 医療費負担引き上げ 県民医連調査 高齢者 生活費切り詰めの実態

2022年5月17日 中日新聞

10月から75歳以上の医療費窓口負担が一部の人で二割に引き上げられるのを前に、県民主医療機関連合会（民医連）は16日、県内の65歳以上を対象に行った生活実態調査の結果を公表した。多くの高齢者が生活費を切り詰めている実態が浮かび上がり、同会は「引き上げは受診控えにつながりかねない」と懸念を示している。

調査は昨年12月～今年2月にかけて実施し、富山医療生活協同組合を通じて、226人から回答を得た。複数回答が可能で、家計の節約のために「新しい服、靴を買うのを控えた」と答えた人が最多の159人、次いで「趣味やレジャーの出費を減らした」が153人、「家族、友人知人との外食を控えた」が152人だった。

政府は10月から、原則一割となっている75歳以上の医療費の窓口負担を、年収20



0万円以上の人を対象に2割に引き上げる。アンケートでは政府への意見として「医療費が2倍になるのはとても不安」「年金生活者にとってはとても響く」といった声が寄せられた。

県庁で会見した民医連の坂井直之事務局次長は「多くの人が出費を抑える中、2割へ引き上げになれば医療機関の受診抑制にもつながる。命が危ぶまれる問題だ」と述べた。

※高齢者生活実態調査

180例回収 集計に回した数167件

単純集計作業にかかる 5月末までに一次集計めざす

2. 地域で学習決起集会開催のための体制を確立し集会を行う

長野 4/10 寺尾さん学習会

香川 4/16 高連総会

奈良 4/6 年金執行委員会

徳島、京都、千葉、北海道等で計画されている

3. 地元選出議員への署名紹介議員応諾依頼行動を行う

神奈川 北海道 東京杉並等で実施

4. 「廃止法案」提出求める取り組みとして、野党各党への申し入れる団体署名を実施。25日からの予算委員会で補正予算審議。

共産党は、消費税減税ともにプログラム法での対応を参議院で検討

各党、国会議員に要請

4/26 立憲民主 中島議員、吉田議員 共産 宮本議員 それぞれと懇談

5/12 立憲民主 山井議員 長妻議員 川田議員への面談要請

5/19 立憲民主本部（企業・団体交流委員会）、社民 福島議員  
れいわ 大石議員

5/23 共産 宮本議員

5/26 社民 福島議員 れいわ 大石議員

⑤4月21日 合同署名提出国会前集会を開催 150名 署名累計 647,039筆

⑥宣伝行動

4月15日 年金支給日宣伝

4月25日 東京 15団体 60名 twitter デモ

5月25日 17時より御茶ノ水駅前

⑦著名人アピール

可児紀夫（医療福祉生協設立準備室・愛知大学地域政策学センター研究員）  
全労連（小畑議長）、福島県農民連会長（根本敬）、  
藤田廣登、伊藤真、金子勝様から寄せられている。

とメールニュースで発信。

5, 参議院選挙に向けての取組について。

※当面の国会要請行動等予定

5/16 全国一斉記者会見 14時から厚生労働省記者クラブ 6団体  
野党各党への廃止法案提出要請申し入れについては早期に行う

5/25 25日宣伝 17時～ 御茶ノ水駅前

5/26 いのち署名提出行動

6/2 保団連国会要請行動

6/8 中央社保協等の定例国会行動日に併せて結集

12:15 から第二議員会館前 決意表明

13:00 より杉並区高齢期運動連絡会らが独自アピール行動

6/13 参議院選挙における75歳医療費中止の闘いについての決起集会

16時から17時 オンライン開催 (チラシ参照)

6/15 年金支給日宣伝

6/18 憲法活かそう学習決起集会

以下について引き続きすすめることを確認

・各県ごとの学習集会の開催を引き続き強める。その中で地元国会議員への要請行動を強める

・地方議会への請願提出 10月実施を念頭において提出すること

・署名集約 5/26 今国会最終集約 各団体で集約してください

・宣伝行動 6/15の減額年金支給日に行動

・マスコミ対応 高齢者生活実態調査第一次結果で6月初旬に記者会見予定

・参議院選挙に向けて6/13集会開催 16時から17時 オンライン実施  
参議院選挙と全世代型社会保障制度の闘いをメインテーマでミニ講演。(保団連 住江先生)

全国からの発言。基調報告

6. 参議院選挙後10.1に向けての活動と10.1以降の取組についての意見交換

前回討議の結果の確認事項としては以下の活動を確認

※参議院選挙後10/1に向けて中止を求める宣伝行動を引き続き行う

※10/1の集会の内容を早く決定し、宣伝行動の中で知らせてゆく活動を強める。10/1集会の内容は引き続き討議を進めることを確認した

③地域医療改善～地域医療を守る運動交流集会実行委員会のとりくみ

1. 地域医療をめぐる住民運動実態調査の取り組みについて (別紙参照)

地域医療をめぐる住民運動実態調査

調査は、県ごとに調査用紙記入してもらう。

第1次締め切りは7月末。

第2次締め切り（9月末）を設けて深めていく。

## 2. 地域医療交流運動交流集会について

○日程 2022年11月23日（水）13時～17時半

○記念講演について

寺尾正之先生にお願いする。（地域医療構想と新ガイドラインについて）

### 【内容案】

記念講演（75分）、基調報告（40分）、特別報告（60分）、意見交換（60分）

#### ④介護改善のたたかい（部会議題、資料参照）

1. 介護関係7団体による5-6月に向けての団体署名提出、政党・議員懇談

◆参議院議員選挙を迎えるにあたっての政党・国会議員懇談会

・開催日時：2022年5月31日（火）午後2時～午後4時30分

・場所：参議院議員会館会議室

2. 2022アクションプランの議論

・11月に介護アクション

・2022介護署名は、11月に署名提出行動予定。

・10月30日（日）の介護全国交流集会を運動の結節点として取り組む。

・介護提言（案）による学習の推進

3. 新年度の介護改善署名について原案を討議。

6月に検討し8月総会での決定を目指す

#### ⑤国保改善のたたかい（資料参照）

1. 国民健康保険料（税）等の調査のお願いについて（別紙参照）

・2021年、2022年の二年分を調査

・政令指定都市（20市）、中核都市（62市）、県庁所在地の国保料を調査する把握する

・各都道府県の資格書の発行をやめた自治体名を記入し、発行をやめた理由についても記述

・第一次集約 7月15日（金）

※総会で中間報告を示すようにする

第二次集約 8月末

フォーマットを示して、回答できるところから回答を求める。

## 2. 国会議員との要請、懇談の計画検討

- 中央団体との共同も強めて取り組む。
- 国保の課題を国会で取り上げてもらう

## 3. 学習会の検討 → 全国国保学習交流集会（12月に予定）

- 地域での課題を明らかにするための各県社保協、ブロックレベルでの学習会、交流集会等の検討
- 労働組合、団体の国保学習会
  - 学習推進のための学習資料の検討、データ配信を基本に、社保誌の連載企画、記事の活用を図る。中央社保協ホームページの活用。

## 4. 後期高齢保険料の動向について

- 各自治体、広域連合からの改定状況についての情報収集を図ります。  
広域連合との要請・懇談、議会傍聴等に取り組めます。
- 75歳二倍化中止署名推進会議に共同し、国会後の取り組みに結集します。
- 6/13 参議院選挙における75歳医療費中止の闘いについての決起集会  
16時から17時 オンライン開催（チラシ参照）
- 6/15 年金支給日宣伝
- 10/1 高齢者デ－行動（一斉宣伝、集会を計画）

## 5. 滞納処分対策全国会議総会

- ・日時 6月14日（火）18時から zoom 開催予定
- ・内容 角谷代表、仲道事務局次長、佐藤事務局長が1件ずつ事案を報告
- ・資料 6月7日までにメールアップする。

## ⑥ 憲法改悪ストップ！ 中央社保協としての当面の取組み

### 1. 2022年5月（初夏号）社会保障誌での「憲法特集」号発行

- ・通常号に上積みして4450部を印刷  
在庫826部
- ・憲法特集号「Q&Aパンフ」を抜き刷りで7000部印刷  
18日に完成、19日に加盟団体に一定数を見本として送付。  
追加注文書を同封。（一部50円予定）。  
別途、データ配信もします。  
憲法特集号注文組織には一定数を上積みして送付
- ・憲法特集号、Q&Aパンフを活用した学習会開催をはじめ、憲法改悪を許

さない「9条+25条」を一体とした共同の推進を図ります。

・「憲法特集号」を活用したオンライン学習会については、日程調整し、開催時期を検討します。わかりやすい内容に努め、講師との事前の懇談、打ち合わせを予定します。

2. 憲法改悪NO 全国市民アクション、総がかり行動実行委員会が推進する「憲法改悪」を許さない全国署名を加盟団体、各県・地域社保協で推進します

3. 25条共同行動実行委員会/「憲法25条を守り活かそう」オンライン学習会  
(チラシ案参照)

日時 6月18日(土) 13時～16時半予定

場所 オンライン開催(メイン会場 全水道会館)

内容(案)

学習講演: ウクライナに暮らす人たちの現状(仮)  
～難民支援から見えてくること～

講師 NPO法人 AAR Japan[難民を助ける会]

意見交流

※テーマ案: コロナが改めて明らかにした社会保障制度の諸問題

1. 拡大する貧困の実態から

報告 全生連 西野事務局長

・生活困窮者の暮らし、生活保護制度の問題と実態など。

女性、子供、生保実態、単身世帯と、生活困窮の話も入れていく

2. 支援を要する人たちを支える社会福祉事業の実態から

報告 社会福祉法人コスモス 皿海氏

・社会福祉制度改悪の実態

医療が受けられないという状況の結果、福祉施設に医療が押し付けられる状況

3. いのち・暮らし・健康の実態から

報告 日本高齢期運動連絡会 武市事務局長(検討中)

・高齢者の課題 高齢者生活実態調査(年金削減、75歳以上医療費窓口坦2倍化の課題)から

⑦学習運動の推進

1. 社会保障入門テキストを活用した「社会保障」学習会の開催呼びかけ

2. 第49回中央社保学校(9月17-18日 千葉市)の成功へ

チラシ作成（チラシ案参照）  
データ配信で配布。  
別途、千葉の会場を二面に印刷して作成。  
各集会、行動等でのチラシ配布を検討

#### 団体要請行動

中央団体 選挙後、8月の総会案内とともに計画予定  
千葉県内各団体要請を計画

8月3日 全国総会→成功への参加呼びかけ

### 3. 社会保障入門テキストの発行について

1. 入門テキストの補講を、2022 初夏号（5月10日発行）より連載します。

第1回（2022 初夏号）「人々が平和に生きるための社会保障運動」

～神戸大学 井口克郎教授

第2回（2022 夏号）「日本と諸外国の社会保障制度の比較」（仮）

～東北福祉大学 佐藤英仁准教授

第3回（2022 秋号）「参院選後の日本の民主主義」（仮）

～神戸大学 井口克郎教授

2. 入門テキストの version アップ（第2弾）について、テキストチーム会議で検討を深め、2023年初夏号（5月10日発行）での発行を目指します。

3. 第2弾の発行に向けて「フリートーク」オンライン開催。

・第1回 5月16日（月） 18:30～20:00 8人参加

・第2回 5月24日（火） 18:30～20:00 6人参加

#### ⑧生活保護引き下げ反対の取り組み

1. いのとり裁判をはじめ、扶養照会問題、生活保護利用者の国保加入への動き等について、全生連と協議をすすめます。

2. いのちのとりで裁判

現在、佐賀（5月13日～不当判決）、熊本（5月25日～勝利判決）、東京（6月24日）、宮城（7月27日）、神奈川（10月19日）と判決日が決定しています。

高裁は、北海道が控訴してから1年3か月ぶりに控訴審第1回口頭弁論が開かれ、京都も大阪高裁で控訴審第1回口頭弁論が行われることになりました。東京は、いのとり裁判は口頭弁論の段階で、先行したはっさく裁判が判決予定「いのちのとりで裁判全国アクション」が7月2日（土）に総会を予定。

参加を呼び掛けます。

#### ⑨年金引き下げ反対の取り組み

1. 「若者も高齢者も安心できる年金と雇用」を求める署名推進  
年金者組合が取り組む年金署名に各地で共同して取り組みます。
2. 年金裁判支援の取り組み  
裁判支援について各地で共同を推進します。(京都社保協・年金裁判ニュース参照)  
年金裁判は、2高裁・33地裁で不当判決という状況であり、ひきつづき、各地での裁判闘争に共同し、結集します
3. 全国一斉に提起されている「年金支給日15日宣伝行動」に共同します。

#### ⑩マイナンバー デジタル庁法「自治体標準化システム」問題

1. マイナンバー反対連絡会議 代表者会議・学習会  
マイナンバー反対連絡会議は、4月20日に全国代表者会議・学習会を開催し、当面の取り組みについて確認。引き続き、連絡会議と共同します。  
(1)各団体での学習活動を継続して行います。次期総会(8月31日)で改めて学習に取り組みます。  
(2)当面、現行の署名での署名活動を行い、現在まで集約した署名は通常国会に提出。引き続き、新たな署名を検討します。  
(3)月1回程度の街頭宣伝活動を行います。各地方、地域で宣伝ができるように、各団体を通じて、チラシ、リーフレットの配信を行います。  
(4)関係省庁などとの交渉を検討します。  
(5)マイナンバー制度に反対する団体と、学習会の紹介や参加をはじめ、シンポジウムや情報交換会など共同の取り組みを行います。
  2. 自治労連、自由法曹団等、関係団体との共同推進 学習の連携を図ります。
  3. 社会保障誌2022夏号でミニ特集を掲載  
「デジタル庁法の現状と問題点」 自由法曹団  
「自治体標準化システムの進行と問題点」 自治労連  
「マイナンバーと健康保険証」 保団連
- #### ⑪次回日程
- 7月6日(水) 13時半 オンライン併用で行います

# 人権としての医療・介護東京実行委員会 NEWS #13

2022.6.2 人権としての医療・介護 東京実行委員会 事務局作成

## 5月20日、第4次請願署名24,660筆を提出

「7月からの都立・公社病院独法化中止を求める」第4次請願は、署名開始から1カ月半で2万筆を超えて集まり、5月20日に22,522筆、23日には20日に遡って2,110筆を提出し、合計24,660筆の提出となりました。

この短期間に、各地域の病院を守る会や諸団体が駅頭や街頭、病院前、そして宣伝カーで地域を回って署名宣伝を旺盛に行い、世論がさらに広がった結果です。人権としての医療・介護東京実行委員会が発足し、2020年の第4回都議会定例会に独法化反対の第1次請願提出を皮切りに、都議改選を挟んで第4次請願まで累計で延べ22万2,186筆の署名を提出しました。それ以前に提出された独法化反対の署名を合わせると累計で40万筆を超えました。



## 5月27日の請願審議日、都議会包囲行動に200人



第4次請願が都議会厚生委員会で審議された5月27日昼には、午前中の大雨が若干残る中、5回目となる都議会包囲大行動を開催し、200人超が参加しました。

集会では、請願の紹介議員となった日本共産党都議団を代表して里吉ゆみ都議会議員があいさつ、自由を守る会の上田令子都議の連帯のメッセージが紹介されました。署名呼びかけ人を代表して本田宏医師が訴え、実行

委員会から東京自治労連、東京民医連、地域の守る会が都立・公社病院の担っている役割を訴えました。

都庁職病院支部の大利書記長は、コロナ治療に貢献してきた都立・公社病院が独法化されると、公務員の身分は一方的にはく奪され、人件費削減で現場経験・スキルの低下が懸念されると訴えました。

13時からの厚生委員会で請願審議が行われ、白石都議と上田都議が請願採択の立場から、署名行動時に私たちへ寄せられた声も紹介しながら審議を行いました。都は「行政的医療を将来に渡って安定的に提供するための独法化」という根拠を全く示すことも出来ず、新型コロナ感染爆発という新たな状況を考慮もせず当初計画通り独法化を進めている事も明らかになりました。採決の結果、起立少数で請願は否決されました。6月15日、定例都議会最終日の本会議で都議会としての請願採否が決まります。

## 6月1日、新宿駅南口で宣伝

第2回定例都議会開会日、新宿駅南口で35名が参加して、ハンドマイクで訴えながら署名宣伝行動を行いました。はじめて知ったと署名に応じた人の中には、YouTubeで取り上げるからと取材していく YouTuber の若者もいました。宣伝・署名行動は6月末まで継続して行います。最後まで世論を広げていきましょう。





都立病院の充実を求める

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10

電話 03-6912-1871 FAX 03-6912-1872

メール thei41822@blue.ocn.ne.jp

発行 2022・6・9 120号

# 連絡会ニュース

## 第2回都議会連続アピール行動 都民の医療を守る決意明らかに

2022年都議会第2回定例会に向けて、「人権としての医療・介護東京実行委員会」は5月27日、6月1日の2日間連続アピール行動を行い、都議会と都民に向けて都立・公社病院の独法化中止を訴え、都民の医療を守る決意を明らかにしました。

5月27日、雨天の中200人が集まり都議会包囲アピール行動を行いました。当日は厚生委員会開催日で、私たちが提出している請願の審議が行われるため、都議会正面でのアピール行動となりました。

請願紹介議員として共産党から里吉ゆみ都議は独法化の根拠が崩れており、

最後まで頑

張ると挨拶。署名呼びかけ人の本田宏さんは、公立病院の必要性を訴えました。さらに、荻原東京自治労連副委員長、東京民医連の山根浩さん

がそれぞれの立場から独法化の問題点や都立病院の重要性を訴えました。

さらに、広尾病院守る会から金井寛子さん、多摩メディカル良くする会の岡地博美さん、多摩ほくぶ良くする会の森越初美さんがそれぞれの地域での運動について報告し、引き続き頑張る決意を述べました。

最後に大和英昭病院支部書記長が病院の現場状況などを報告し、労働組合としての今後の方向性などについても発言しました。

## 新宿駅南口で6.1都民向けアピール行動

人権としての医療・介護東京実行委員会は、第2回都議会開会日の6月1日、新宿駅南口で都民向けアピール行動を行いました。眩しい日差しの中、各守る会や実行委員会参加団体のみなさんがルートークし、駅前を通る人たちに訴えました。

10時30分からのアピール行動は、連絡会の前沢代表委員の司会で始まりまして。

冒頭、曾根はじめ都

議会議員が都議会状況の報告を行い、独法化をしないかは最後は知事が決める。最後まで頑張ろうと訴えました。署名よびかけ人の本田宏さんは道行く若者に、都立病院の大切さを訴えました。さらに、実行員会団体から東

京保険医協会の寺崎さん、東京自治労連の椎橋さん、東京医労連の青山さん、高齢期運動の菅谷さんが次々に訴えました。

続いて、各守る会から広尾の金井さん、駒込の森松さん、大塚の松崎さん、多摩キャンパスの森永さんが次々に会の取り組みなどを報告し、引き続き運動

を続ける決意を述べました。荻原の南田さんはコロナ患者を最初から受け入れてきた荻原病院の医療現場の状況を報告しました。病院支部の

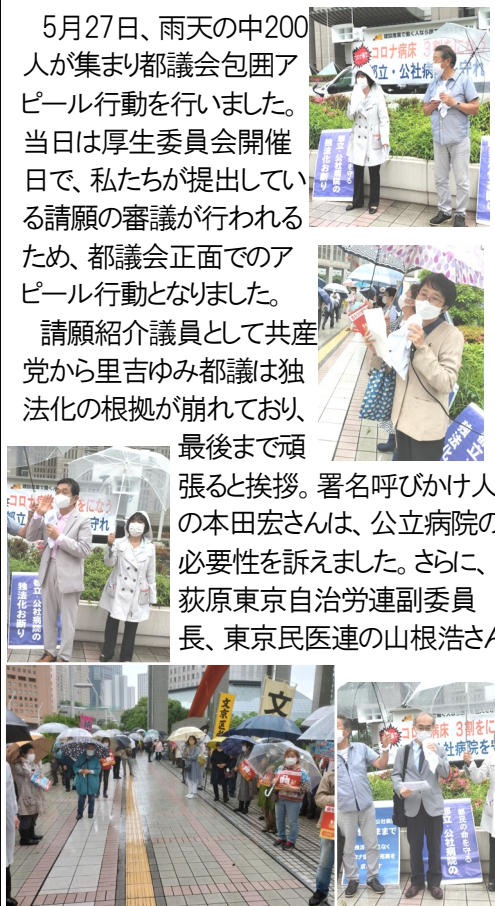
三母会計からも現場の組合員の声なども報告され、引き続き闘う決意も述べました。

最後に窪田事務局長が、請願は1か月半の短期間で24,660筆も集まったが、厚生委員会では否決された。しかし、このまま独法化を許すわけにはいかない。引き続き運動を続けようと挨拶し行動を終わりました。

### 都議会開会日行動でも発言

同日12時15分から都議会前で行われた都民連の開会日行動でも三母病院支部会計が現場の実態を訴えました。

福祉の切り捨て反対  
法を生かす東京へ



## 「東京都における介護に関する要望書」を提出

2022. 6. 7 介護をよくする東京の会

介護をよくする東京の会は5月10日、7項目27要望からなる「東京都における介護に関する要望書」を提出し、重点4項目について都の担当者と懇談しました。都からは、福祉保健局高齢社会対策部の大竹智弘課長、中島秋津氏（施設支援課）、富山貴仁氏（計画課）など4人が出席し、藤田りょう子日本共産党都議が同席しました。



この要望書は、昨年7月に、都民生活要求大運動実行委員会が「2022年度東京都予算に関する要請書」として提出した介護分野の要請項目に対し、都からの文書回答書（9月末）、対都交渉（11月）の結果を踏まえて作成したものです。下記は重点4項目の懇談概要ですが、今回も都の対応の基本は、課題に対する周辺の条件整備を若干するが、保険制度の中で対応すべきもので都独自には対応しないと国任せの姿勢に終始しました。

### ①介護施設における一人夜勤解消にむけて

【よくする会】加算があっても夜勤水準を増やせる状況ではない。宿直は臨時の電話や火災が起きた時に対応をするだけなど業務内容が限られている。現場で実効性ある体制がとれる策を都に要望している。現場の実態をチェックしてほしい。国に1人夜勤の問題について要請しているか？

【都】人員配置は夜勤に関しては加算対応で加算取得率は、都内で85.9%（R2年度時点）。都としては国以上の対応は検討していない。デジタル化などで負担軽減ができるかどうか議論の方向性。夜勤の加算分が足りないとはどういうことか。時間帯によって足りないとうことか？1人夜勤の調査はしていない。加算がこれだけ取られているということは、夜勤問題はないと考えている。国には要請していない。

### ②新型コロナ対応として、介護事業所への財政支援など

財政支援について：【よくする会】コロナの感染者が出れば、施設で利用者の受け入れストップをして減収になる。かかり増し経費では補填できないし、加算は利用者負担増になるなど問題点が多い。介護施設には感染への減収補填が全くない。この状況が続くと事業所は運営できなくなる。減収補填は国に要求しているのか？減収状況も調べるべき。

【都】介護サービスの対価は介護報酬で賄うことが基本。サービスを停止して減収する実態は知っているが、制度上その他の方法でカバーができない。国への提案要求として減収補填は求めている。ワムの貸付などをお伝えしている。

PCR検査について：【よくする会】日本財団のPCR検査が4月で終了。都としてPCRの検査を

行って欲しい。コロナの症状が無症状の人を PCR は把握できる。抗原検査はまだできない。

【都】国から検査実施をするように通知が出ているので、抗原検査キットを使用して週 2・3 回できるようにしている。抗原検査キットの精度も上がっているので、今すぐ PCR とは言えない。今は検査の頻回実施はしっかりやる。

### ③介護職員確保について

【よくする会】介護職の給与は全産業平均と比べて年収 100 万円近い差がある。国の 9 千円の手当も全額出している事業所はほとんどない。病院で働いている介護士は引き上げゼロ。現場では加算をとることで利用者負担が増えるので新規の利用者が来なくなったという声もある。利用者負担増では労働者からも改善を言いづらい。労使のみでは解決できない。介護の担い手の養成の中で養成校への閉校が続いている。千葉の松戸市で介護人材への支援をしている。

【都】介護職員の長期的な処遇改善は、安定的な事業者収入が必要で、報酬で確保することが必要。加算ではなく、基本報酬の up ができるように国に提案要求をしている。具体的な数値は掲げていないが、家賃の高さなどの大都市の実情を踏まえた報酬にするように求めている。職員給料も含めた介護事業所の運営は介護報酬を基本に、その原則は崩さない。

そうした中で都は、宿舍借り上げ支援や奨学金返済支援で介護の人材確保施策を実施している。宿舍借り上げは対象範囲の拡充、災害協定を結んだところの要件を拡大し、在宅の事業所でも活用できるようにした。

### ④利用者などからのハラスメント対策について

【よくする会】介護報酬上は利用者の合意があれば複数訪問できるようになっているが、なかなか合意を得られない場合が多い。アンケートでは半数の職員がハラスメントを受けたと回答。兵庫県では複数訪問のための助成制度を作っている。前例があるので検討してほしい。都としても努力していると思うが、国の制度の問題と前回回答していた。都としての政策を

【都】利用者やご家族から特に訪問の現場でハラスメントがあることは様々なところから声をもらっている。ハラスメントに個人ではなく法人として対応をしてもらうために、法人からの相談窓口も作っている。職員からのハラスメントの訴えも労働関係事務所への案内をしている。複数訪問については兵庫県の制度も承知している。国の方でハラスメント対応マニュアルができてい。管理者や同性の訪問などの内容が記載されている。

【よくする会】男性の職員は今現在現場に少ない。その辺も考慮して。利用者むけのパンフレット作っているのか？現場の実態は深刻。自分も男性だが刃物を向けられたことがある。ぜひとも検討を進めてほしい。

【都】利用者向けのパンフレットは作成している。

～人権としての社会保障を求める『人間裁判』～ No.1 1

# 新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 2022年6月15日

## 第13回総会が開かれました。

新型コロナ感染の拡大及び寺川慎二事務局長の急逝により、何度も延期を余儀なくされましたが、2022年5月29日（日）、けんせつプラザ東京で第13回総会が55名参加の中で開かれました。

5月25日に熊本地裁で原告勝利の判決があり、全国の裁判のたたかいを大変励ます判決への関心が高まる中での総会でした。



総会は、議長に新宿支える会の石黒之侘子さんを選出し開会しました。加藤勝治代表世話人（都生連）の開会挨拶の後、第1部にはいりました。

### ◆学習講演

第1部は、いのちのとりで全国アクション事務局の田川英信さんの「生存権裁判と生活保護行政の今～生活保護を本当の権利とするために～」と題した学習講演がありました。

続いて、裁判の争点は、引き下げの手法として①物価偽装、②2重の「調整」、③専門的知見の無視、④厚労大臣の裁量権の乱用です。その上で大阪地裁の原告勝利の判決は、老齢加算の東京訴訟の最高裁判決での「①老齢加算の減額・廃止の要否の前提となる最低限度の生活の需要にかかる評価」「②減額・廃止が必要とされた場合の被保護者の期待的利益についての配慮」の2段階の審査を行うという枠組みに正面から取り組んだもので、重要な事柄として確認する必要があること、また、生活保護の利用実績は「むしろ利用が少なすぎる」ことをフランスなど欧米の実態を示しました。最後に、厚労省は裁判の動向を注目しており、「生活保護を権利にする運動」の重要性を強調されました。

これまでの生存権裁判の争点やこれから取り組まねばならないことなどを、わかりやすく解説していただきました。

#### ◆総会

第2部の冒頭に弁護団の田所良平弁護士より、これまでの裁判の経緯等についての説明があり、続いて、窪田光事務局長（代行）より2019年より2021年分の活動経過報告、当面の方針及び新役員体制の提案が行われ、加藤勝治代表世話人が決算報告、予算案の提案を、会計監査報告を窪田事務局長（代行）が報告（代読）しました。

質疑応答後、裁判をたたかっている原告の大重秀和さん（日野）、木村良太さん（中野）及び八木明さん（調布）から決意表明がありました。

次いで、議案の採択を提案し全て承認されました。最後に閉会の挨拶を椎橋みさ子代表世話人が行い、新生存権裁判の運動を広範に広げ勝利するまで奮闘することを確認して総会は終了しました。

#### 【総会で主に決められたこと】

##### 1. 新役員

代表世話人

加藤勝治（都生連）、吉田 章（東京社保協）、白滝 誠（東京地評）、  
椎橋みさ子（東京自治労）、小沢満吉（年金者組合）

弁護団

黒岩哲彦、淵上 隆、田所良平  
事務局長 窪田 光（東京社保協）  
事務局次長 篠崎勝幸（都生連）

##### 2. いのちのとりで全国アクションに加入する。

##### 3. 東京地裁あて「公正な審理を求める要請書」署名に取り組む。

#### 【当面の日程】

#### ◆第1回新生存権裁判を支える東京連絡会幹事会

6月30日（木）13：30～ 労働会館5階会議室（南大塚）

#### ◆次回の生存権裁判の予定

7月19日（火） 11：00開廷 口頭弁論 103号法廷

宣伝行動：10：00～10：30

報告集会：13：30～ 衆議院第2議員会館多目的室

## 【声明】

# 国に基準引き上げを求め、生活保護減額を違法とした熊本地裁判決に従い控訴を断念し、制度を改善することを求める

2022年5月25日  
全国生活と健康を守る会連合会  
会長代行 吉田 松雄  
東京都新宿区新宿 5-12-15  
KATOビル3階  
TEL 03 (3354) 7431  
FAX 03 (3354) 7435

熊本地裁判決は5月25日、熊本県内の生活保護利用者36人が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額は、生存権を保障した憲法25条に反するとしてたたかった「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、減額は生活保護法に反するとして、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。「大阪地裁」に次ぐ地裁段階での歴史的な勝訴判決であり、この間の地裁不当判決を乗り越えた画期的な判決です。全国29都道府県の1000人近い原告がたたかっている「生存権裁判」に、大きな影響を与えるものです。

全生連は、04年の高齢加算減額、13年から連続して強行された保護減額処分の取り消しを求め、全国1万人審査請求運動などに取り組み、裁判を共にたたかってきました。引き続き裁判勝利のために奮闘する決意を表明します。

熊本地裁判決では、大阪地裁の「デフレ調整に対して統計等の客観的な数値等との合理的関係性や専門的知見との整合性を欠く」としたのに加え、「ゆがみ調整」についても大臣の過誤欠落があると、一步踏み込んだ内容でした。

判決は全生連の主張と要求の正当性を証明するものです。また、連続して保護基準を引き下げてきた当時の安倍政権の社会保障削減政策を正面から問うものです。

私たちは、国、被告処分庁（福祉事務所）に控訴を断念し、速やかに判決を確定することを強く要求します。また、国には判決に基づいて、保護基準を元に戻すことを強く要求します。

コロナ感染症の収束が見えない中で、貧困と経済格差が広がり、国民の生存権を保障する生活保護制度の役割は極めて重要になっています。しかし、生活保護を必要とする人のうち、20%程度の人しか利用できていません。コロナ禍の下で生活保護制度が機能を発揮できるようにすることが必要です。

全生連は、社会保障の改悪中止、引き下げた生活保護基準を元に戻し、国民の生存権保障確立を求めるすべての人々、団体、政党と共同し、引き続き要求を実現するために奮闘するものです。

以上

# 生活必需品の高騰が家計を直撃 今こそ消費税を5%に！

## 世界各国の物価高騰対策 消費税減税で負担を軽減

物価高騰が国民生活に大打撃を与えています。

世界では日本の消費税にあたる付加価値税の減税に踏み出しています。エネルギーや食料品に係る付加価値税の減税策を実施し、低所得者やコロナで疲弊した経済の活性化を図っています。

食品などの値上げが続く — 岸田首相は消費税減税を拒否



総務省「消費者物価指数」(2022年3月分)より作成

### 付加価値税(消費税)の引き下げが世界の流れ！

ポーランド	電気料金の付加価値税減税の延長
ベルギー	天然ガスの付加価値税率を8%から0%に引き下げ
アメリカ・カンザス州	肉や魚、野菜、乳製品など食品の税率を5%から0%に引き下げ
	砂糖、パン、鶏肉、パスタ、卵の付加価値税のゼロ税率を適用
	2025年までに食料品に課す消費税を撤廃

## 税率引き下げが効果的 エコノミストも指摘

物価はさらに高騰すると見込まれ、「生活必需品の価格抑制につながる軽減税率の引き下げが効果的」(第一生命経済研究所)など専門家も消費税減税の必要性を指摘しています。

## 2020年の世界の軍事費上位10カ国

1位	アメリカ	7780億ドル
2位	中国	2520億ドル
3位	インド	729億ドル
4位	ロシア	617億ドル
5位	イギリス	592億ドル
6位	サウジアラビア	575億ドル
7位	ドイツ	528億ドル
8位	フランス	527億ドル
9位	日本	491億ドル
10位	韓国	457億ドル

軍事費を倍増すると

## ウクライナ危機を口実にした軍拡論は危険 兵器ではなく教育や社会保障に税金回せ

日本ではウクライナ危機を口実に「敵基地攻撃能力」の保有や「核共有論」など、戦争への道を開く危険な議論が行われています。自民党は現在5兆円を超える軍事費を2倍に引き上げる提言を政府に出しました。

## F35 戦闘機1機分で 認可保育所90カ所新設できる

を求めましょう。

政府はウクライナ危機を口実に「軍事対軍事」の対応を煽るのではなく、憲法9条を生かして戦争を避けるための平和外交に力を尽くすべきです。軍事費ではなく、暮らしや営業に税金を回せ！の声を一緒に上げましょう。

日本が米国から購入した F35 戦闘機 1 機分の予算で、認可保育所 90 カ所を新設できます。軍事費ではなく教育や社会保障など、暮らしを豊かにするために税金を回すこと

## 消費税廃止各界連絡会

東京都豊島区目白 2-36-13  
全商連内  
電話 03 (3987) 4391  
FAX 03 (3988) 0820



# 物価高騰対策が参院選の大争点に 消費税減税を実現する政治に転換を

## もう限界、相次ぐ値上げ 消費税減税で負担軽減を

急激な物価上昇が家計、商売に大打撃を与えています。野党各党は経済対策として、消費税の減税を求めています。立民、共産、れいわ、社民の4党と無所属の議員は共同で消費税減税法案を衆院に提出しましたが、岸田首相は一貫して拒否しています。

世界90カ国・地域がインフレ対策として、消費税減税を実施し、国民の暮らしを守ろうとしています。

参議院選挙では、暮らしと経済を支える消費税の減税などに踏み出すかどうか大きな争点です。

## 世界90カ国・地域で消費税減税を実施、予定



2022年6月16日時点 JETRO等の情報を基に作成

## 自公政権は消費税減税を拒否 参院選が政治を変えるチャンス！

消費税減税を掲げる政党は右表の通りです。与党だけが消費税減税を拒否しています。

政府は「社会保障の財源」「税率変更に伴うシステム改修が大変」などと強調しますが、事実は全く違います。

社会保障は歴代自公政権のもとで、削減、縮小されてきました。物価上昇の時に年金を削減するなど、冷たい姿勢は岸田政権にも引き継がれています。税率変更に伴うシステム改修は、すでに税率が変わることを前提にしたシステム設計がされており、大きな手間はかかりません。

参院選は、消費税減税・インボイス実施中止を実現するチャンスです。あなたの願いを一票に託し、切実な声に耳を傾けない政治を転換しましょう。選挙に行きましょう。

### 消費税について 各党の姿勢

#### 消費税減税賛成

- 立憲民主党
- 国民民主党
- 日本共産党
- 社会民主党
- れいわ新撰組
- 日本維新の会

#### 消費税減税反対

- 自由民主党
- 公明党

各政党の参議院選挙公約等を基に作成

## 消費税廃止各界連絡会

東京都豊島区目白 2-36-13  
全商連内  
電話 03 (3987) 4391  
FAX 03 (3988) 0820





消費税を減税し  
インボイスは中止に！

運動情報 (No.95)

●発行日 2022年6月9日  
●発行 消費税廃止各界連絡会  
豊島区目白2-36-13(全商連内)  
Tel:03-3987-4391/ <http://shz-haishi.jp/>  
県各界連・加盟団体へ送っています。加盟団体・構成員に配布してください。



# インボイスをめぐるせめぎ合いが激化

消費税廃止各界連絡会は参議院選挙を前に、消費税減税、インボイス制度の実施中止を求めて全国国会議員への要請に取り組み、6月8日までに444議員(全議員の62%)に声を届けています。「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」の紹介議員を引き受けてくれた国会議員は22人へと広がっています。

税務当局はインボイス制度の登録・実施に向けて、文書や電話で納税者への働きかけを強めています。「登録あわてないで」の声掛けと実施中止の世論を一気に広げることが重要です。

\*\*\*\*\*

## 「あわてないで」「実施中止に」の声広げよう

6月8日の衆院財務金融員会で、国税庁がインボイスの「登録申請はお済ですか？」などと記載した文書を税理士関与のない約32万者に送付したことが明らかになりました。日本共産党・田村貴昭議員に対する国税庁次長の答弁。

また、「税務署から『インボイス制度説明会・登録申請相談会』への参加を呼び掛ける電話がかかかってきた」という報告も寄せられています。

税務当局がインボイス制度の周知と登録推進に躍起になる背景には、登録件数が51.2万件(5月末現在)で、100万超とみられる対象者のわずか5%程度にとどまっている現状があります。登録が進まなければ準備が間に合わず、実施延期を余儀なくされるからです。

税務署からのお知らせに不安を感じ、登録を検討する事業者には、「あわてないで」「実施を中止させよう」との声掛けを強めることが求められる重大局面です。

免税業者が取引から排除される、廃業に追い込まれる、消費税分の値引きを強要される一などの影響を伝え、実施中止の世論を一気に広げましょう。

国会議員への要請では、野党各党が消費税減税とインボイス制度の実施中止で一致する状況が生まれ、野党が共同で消費税減税・インボイス制度中止の法案を提出する準備も進んでいます。

税務当局に負けない働きかけで、100万ボイスアクションや署名、地方議会への働きかけを強めましょう。

## 各界連加盟団体が動画発信中！

ご覧ください



東京土建が解説！  
インボイス制度(運動編)



全商連 消費税・  
インボイス制度解説動画

## 与党議員秘書も「インボイス延期すべき」

～全国国会議員要請の報告より～

各界連が取り組む全国国会議員要請の中で、インボイス制度の実施中止の要望に好意的な反応が広がっています。要請後に寄せられた報告から、与党議員秘書の「ひとこと」をいくつか紹介します。

■自民党S・K衆院議員秘書 「(議員) 本人も中小零細業者が事務負担など大変になると危惧している。マスコミなども報道すべき。来年10月からは延期すべき」

■自民党H・S衆院議員秘書 「地元でも農協を通さずに販売している方が(インボイス発行の)対象になってしまう。状況は理解している」

■自民党M・M衆院議員秘書 「給料上がり物価値上げで大変。インボイスはまちが壊れる」

■自民党Y・H衆院議員秘書 「物価高で消費税は下げてほしいですね」

■自民党M・M衆院議員秘書 「インボイスは大変だと思う」

## インボイス制度の実施中止を求める請願の紹介議員(敬称略)

【立憲民主】井坂信彦、末松義規、早稲田ゆき、神谷裕、菊田真紀子、柚木道義、牧義夫、阿部知子、牧義夫、笠浩史、石垣のり子、馬淵澄夫、田島麻衣子

【国民民主】芳賀道也

【共産】高橋千鶴子、田村貴昭、武田良介、本村伸子、田村智子、山下芳生

【れいわ】たがや亮、船後靖彦



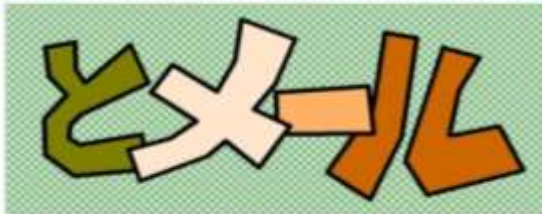
75歳医療費窓口負担2倍化ストップ!!活動推進ニュース

発行団体

- 全日本年金者組合中央本部
- 中央社会保障推進協議会
- 全国保険医団体連合会事務局
- 日本高齢期運動連絡会

東京都中野区中央5-48-5 シャン  
ポール中野504  
☎ 03-3384-6654

2022年6月7日発行 No15



## 日本共産党

### 参議院に「75歳医療費2倍化中止法案」提出 10月実施は中止を！

参議院に「高齢者医療費2倍化中止法案」提出。いわぶち友、武田良介両議員と（発議者の倉林明子議員は厚労委出席中）。物価高騰に加え年金削減下に、高齢者370万人に1900億円の負担増/年（一人当たり約52000円）で、受診抑制も心配です。「現役世代の負担軽減」は月30円にすぎず。10月実施は中止を！

[https://twitter.com/koike\\_akira/status/1534062292341751813?t=PS6wZev5n4jMwXJ5OeIfNw&s=06](https://twitter.com/koike_akira/status/1534062292341751813?t=PS6wZev5n4jMwXJ5OeIfNw&s=06)

（小池晃参議院議員 Twitterより）



引き続き立憲民主党など他の野党にも訴えていきましょう。

全国で地元議員への働きかけを強めてください。

## 立憲民主党

### 参議院選挙政策に医療保険・提供体制の見直し盛り込む

立憲民主党は、参議院選挙政策に、「医療保険・提供体制の見直しとして、以下の政策を掲げています。（立憲民主党ホームページ参照）

◆後期高齢者支援金を拠出する現役世代の負担を軽減するため、後期高齢者医療保険の保険料賦課限度額を引き上げるとともに、公費を充当します。

また、政府がコロナ禍の中で行う後期高齢者の医療費窓口負担割合引き上げ（1割→2割）を撤回します。公立・公的病院の統廃合や病床削減につながる「地域医療構想」を抜本的に見直します。

憲法9条・25条を守るたたかいをひとつに 平和的生存権を守れ

参議院選挙で人権としての社会保障実現をめざす

**75歳医療費二倍化中止 全国学習決起集会**

6月13日(月) 16時から17時 オンライン集会

◆ミニ学習講座「参議院選挙を全世代型社会保障改革ストップさせる闘いに」

講師・住江憲勇先生(全国保険医団体連合会会長)

◆基調報告

◆地域・団体からの発言

◆Zoom ミーティング ID: 832 7125 0040 パスコード: 120150

神奈川社保協ニュースより

## <緊急> 団体署名を提出!! ~ 5.26 国会署名提出行動

5月26日、署名提出国会行動が行われ、全国から150人が国会に参加しました(オンライン参加50カ所)。神奈川からは、医労連・自治労連・民医連・川崎社保協・県社保協から12人が参加しました。

この日までに全国から寄せられた署名の累計は、①75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める請願署名703,419筆、②介護保険の抜本改善をめざす請願署名288,077筆、③安心・安全の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための請願署名(新しいのち署名)45,739筆です。神奈川の提出署名の累計は、①49,276筆、②11,104筆、③15,042筆です。

上記の3署名とあわせて、2つの緊急団体署名を提出しました。取り組み期間は、1カ月足らずでしたが、「75歳以上医療費窓口負担2割化10月実施中止法案提出を要請する緊急団体署名」1030筆、「介護職員の抜本的な処遇改善を求める緊急団体署名」1924筆提出されました。神奈川からは、それぞれ269筆、281筆を提出しました。

自治労連と川崎社保協、県社保協の参加者は、「75歳以上医療費窓口負担2割化10月実施中止法案提出を要請する団体署名」を、福島みずほ議員(社民党)、大石あき子議員(れいわ)に提出し、中止法案の提出を要請しました。

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

《課題と目指すべき方向》

- 「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育て・若者世代」への支援や、「社会経済の変化に即応した社会保障制度」の構築が重要。
- 包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。



《今後の取組》

- 短期的及び中長期的な課題について、「時間軸」を持って、計画的に取り組む。「地域軸」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、能力に応じて皆が支え合い、人生のステージに応じて必要な保障を確保することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育て・若者世代は、「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られる状況が多い。「仕事と子育ての両立」の実現のため、早急に是正されるべき。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築、②働き方や子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれる。



- 改正育児・介護休業法による男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認のほか、保育サービス整備などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、仕事と子育てを両立できる環境整備のため更なる対応策について、国民的な議論を進めていく。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向け、子ども・子育て支援の強化を検討。

### 3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進めることが必要。
- 勤労者皆保険の実現に向けて取り組んでいくことが必要。



- 令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討。
- フリーランスなどについて、被用者性等をどう捉えるかを検討。その上で、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討。
- 女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていく。

### 4. 家庭における介護の負担軽減

- 今後、要介護高齢者が大幅に増加し、単身・夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下が予想される。
- 介護についても、仕事との両立が重要。
- 認知症の人の増加など。



- 圏域ごとの介護ニーズを踏まえたサービスの基盤整備、在宅高齢者について地域全体での基盤整備。
- 介護休業制度の一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症に関する総合的な施策を更に推進。要介護者及び家族介護者等への伴走型支援などの議論を進める。ヤングケアラーの実態を把握し、効果的な支援策を講じる。

## 5. 「地域共生社会」づくり

- 孤独・孤立や生活困窮の人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送れる「地域共生社会」づくりに取り組む必要。
- 「住まい」をいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題。制度的な対応も含めた検討が求められる。



- ソーシャルワーカーによる相談支援、多機関連携による総合的な支援体制。分野横断的な取組を進める。
- 住民に身近な地域資源を活用しながら、地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」を強化。
- 住まい確保の支援のみならず、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含め検討。その際には、空き地・空家の活用やまちづくりなどの視点も必要。

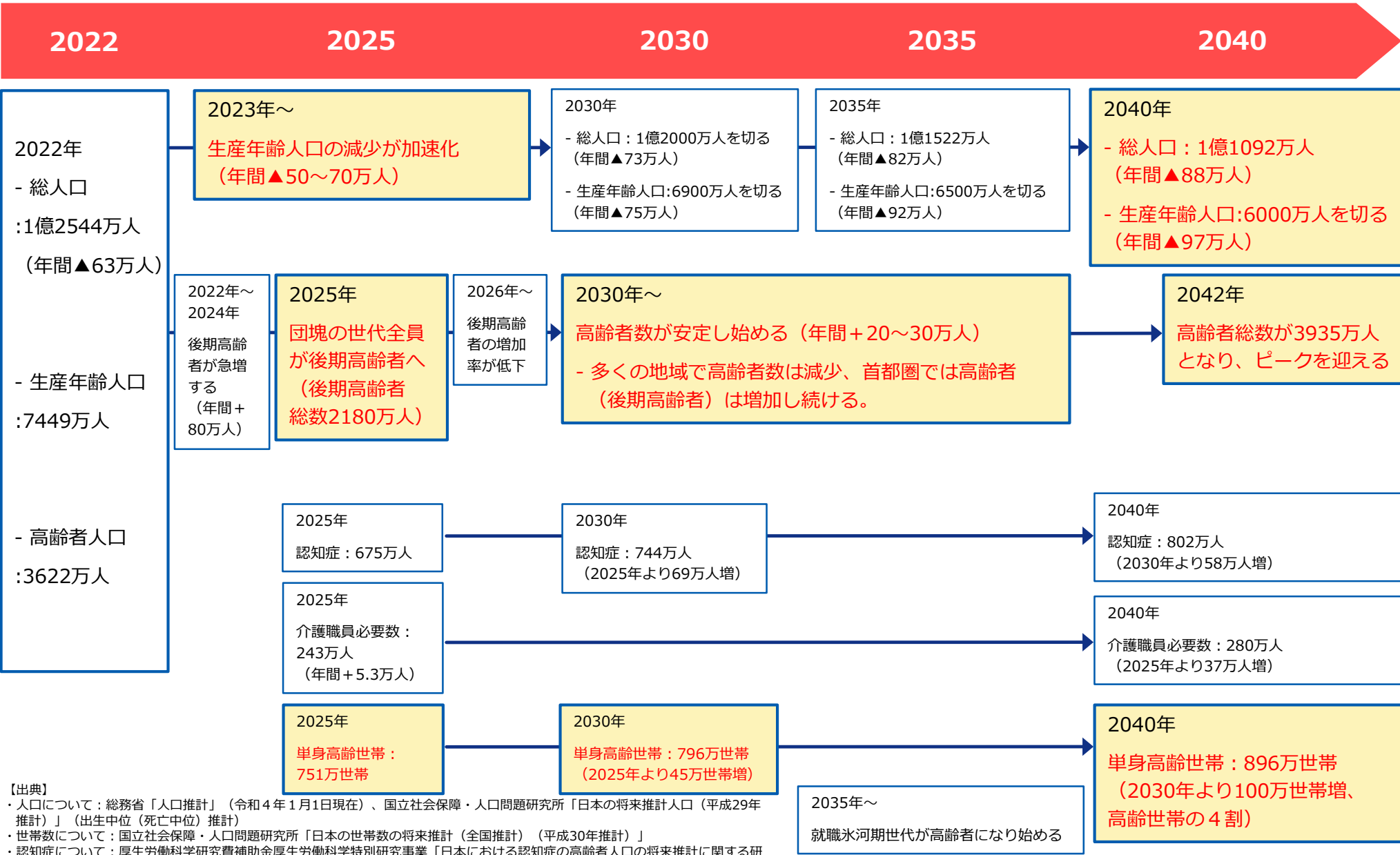
## 6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の高齢化の進展とサービス提供人材の不足を踏まえると、医療・介護提供体制の改革や社会保障制度基盤の強化は必須。
- コロナ禍により、地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかる課題に直面。機能分化と連携を重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべき。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たす。
- サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点。



- 「地域完結型」の提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて着実に推進。
- かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の改革を推進。
- 地域医療構想について、第8次医療計画策定とあわせて議論を進める。さらに2040年に向けバージョンアップ。
- データ活用の環境整備を進め、個人・患者の視点に立ったデータ管理を議論。社会保障全体のDXを進める。
- ICTの活用、費用の見える化、タスクシェア・タスクシフティングや経営の大規模化・協働化を推進。

# (参考) 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



【出典】  
 ・人口について：総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）  
 ・世帯数について：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」  
 ・認知症について：厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。  
 ・介護職員数の必要数について：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

## I. 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

・我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、**内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。**

・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、**当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。**

**【第1段階】**総合緊急対策を講じることにより、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、**厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。**  
予備費の活用等により**予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。**

**【第2段階】**骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画を**ジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。**

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める**経済財政運営の枠組みを堅持。**民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、**躊躇なく機動的なマクロ経済運営**を行う。

・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。**経済あつての財政**であり、**経済をしっかり立て直す。**そして、**財政健全化**に向けて取り組む。

## II. 新しい資本主義に向けた改革

- **社会課題の解決に向けた取組**を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ
- **官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現**

### 新しい資本主義に向けた重点投資分野

### 社会課題の解決に向けた取組

#### 1. 人への投資と分配

- ・スキルアップ、多様な働き方の推進
- ・質の高い教育
- ・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国加重平均1000円以上）
- ・「資産所得倍増プラン」（NISAの抜本的拡充、DeCo制度の改革等）

#### 2. 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への官民が連携した投資の抜本拡充

#### 3. スタートアップ（新規創業）への投資

- ・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）

#### 4. グリーン・トランスフォーメーション（GX）への投資

- ・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンブライジング構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討

#### 5. デジタル・トランスフォーメーション（DX）への投資

- ・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

#### ● 民間による社会的価値の創造

- ・PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
- ・社会的インパクト投資、共助社会づくり
- ・イノベーションを促す競争環境の整備

#### ● 包摂社会の実現

- ・少子化対策・こども政策、女性活躍
- ・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援

#### ● 多極化・地域活性化の推進

- ・デジタル田園都市国家構想
- ・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
- ・多極化された仮想空間へ
- ・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
- ・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興

#### ● 経済安全保障の徹底

## III. 内外の環境変化への対応

### 国際環境の変化への対応

#### ● 外交・安全保障の強化

- ・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
- ・防衛力を5年以内に抜本的に強化

#### ● 経済安全保障の強化

- ・経済安全保障推進法の着実な施行

#### ● エネルギー安全保障の強化

- ・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用

#### ● 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

- ・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進（2030年5兆円目標）、スマート農林水産業

#### ● 対外経済連携の促進

- ・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
- ・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
- ・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

## IV. 中長期の経済財政運営、V. 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

・**財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。**経済あつての財政であり、現行の目標年度により、**状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。**必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、**内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。**このため、**状況に応じた必要な検証を行っていく。**

・**官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。**

・**全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。**

・令和5年度予算において、**本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。**



**軍事力拡大に突き進み、医療・社会保障費抑制に固執する  
「骨太の方針 2022」に抗議する**

政府は6月7日、2022年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）を閣議決定した。当初、新自由主義からの転換を掲げていた岸田首相だが、「骨太の方針」では、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出した。また、国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促している。総裁選での眼玉公約であった、大株主ほど税負担が軽くなる金融所得課税の見直しは棚上げされている。岸田政権が掲げる「新しい資本主義」とは、大企業の成長重視に偏重した新自由主義の焼き直しと言わざるを得ない。

「骨太の方針」では、医療・社会保障について、様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承した上、2023年度政府予算でも社会保障関係費の自然増を高齢化の伸びに留める方針を続けるとしている。長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが浮き彫りになっているにもかかわらず、これまで同様、医療・社会保障抑制を続ける政府の姿勢は到底認められるものではない。

重大なのは、患者・国民が特に望んでもいないマイナンバーカードの保険証利用（オンライン資格確認）について、23年4月より医療機関にシステム導入を原則義務化する方針を打ち出した上、今後保険証の原則廃止まで示したことである。不要不急のマイナ受付体制の未整備を理由に、地域において公的保険医療が確保できなくなる事態にもなりかねない上、国民には事実上マイナンバーカード取得の義務化を強いる形となるものであり、断じて容認できるものではない。

また、「骨太の方針」では、医療提供体制に関わって、「国民目線での改革を進める」として「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」を盛り込んでいる。「かかりつけ医」のあり方に関わっては、既に財務省財政審「建議」は、医療費抑制を念頭に、かかりつけ医機能の要件を法制化した上で、これらの機能を備えた医療機関をかかりつけ医として認定する制度の創設（利用希望者は事前に医師を登録）を提案しているが、フリーアクセスを制約し事実上一人の医師や一医療機関が一人の患者に対応するような仕組みでは、患者の疾病管理・健康確保などは困難なのが現状である。登録制や認定制度などによるのではなく、プライマリケア機能を発揮し地域で身近で頼れる診療所に向けて、マンパワー確保や設備改善などへの手当てとともに診療報酬改善、後方病床確保などきめ細かな支援こそが必要である。同様に、対面診療を間引くことを奨励するリフィル処方箋整備、オンライン診療促進や病床削減を進める地域医療構想推進などは「骨太の方針」より削除すべきである。

われわれは、軍事力拡大に突き進む一方、医療・社会保障費の抑制に固執する「骨太の方針」の閣議決定に強く抗議するものである。

新しい資本主義の  
グランドデザイン及び実行計画  
(案)

～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

令和4年6月7日

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（案） （目次）

はじめに.....	1
<b>I. 資本主義のバージョンアップに向けて.....</b>	<b>1</b>
1. 市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護.....	1
2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現.....	1
3. 経済安全保障の徹底.....	2
<b>II. 新しい資本主義を実現する上での考え方.....</b>	<b>2</b>
1. 分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現.....	2
2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保.....	3
3. 民間も公的役割を担う社会を実現.....	3
<b>III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資.....</b>	<b>4</b>
1. 人への投資と分配.....	4
（1）賃金引き上げの推進.....	4
（2）スキルアップを通じた労働移動の円滑化.....	6
（3）貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定.....	8
（4）子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援.....	8
（5）多様性の尊重と選択の柔軟性.....	9
（6）人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備.....	11
2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資.....	11
（1）量子技術.....	12
（2）AI実装.....	13
（3）バイオものづくり.....	13
（4）再生・細胞医療・遺伝子治療等.....	13
（5）大学教育改革.....	14
（6）2025年大阪・関西万博.....	14
3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進.....	14
（1）スタートアップ育成5か年計画の策定.....	14
（2）付加価値創造とオープンイノベーション.....	18
4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資.....	20
（1）GXへの投資.....	20
（2）DXへの投資.....	23
<b>IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築.....</b>	<b>24</b>
1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討.....	25
2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化.....	25
3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強	

化 .....	25
4. インパクト投資の推進 .....	25
5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援 .....	26
6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化 .....	26
<b>V. 経済社会の多極集中化 .....</b>	<b>26</b>
1. デジタル田園都市国家構想の推進 .....	27
(1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 .....	27
(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ..	28
(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保 .....	29
2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ .....	30
(1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築 .....	30
(2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用 等のWeb3.0の推進に向けた環境整備 .....	30
(3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大 .....	30
(4) Fintechの推進 .....	30
3. 企業の海外ビジネス投資の促進 .....	31
<b>VI. 個別分野の取組 .....</b>	<b>31</b>
1. 国際環境の変化への対応 .....	31
(1) 経済安全保障の強化 .....	31
(2) 対外経済連携の促進 .....	32
2. 宇宙 .....	32
3. 海洋 .....	32
4. 金融市場の整備 .....	33
(1) 四半期決算短信 .....	33
(2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成 .....	33
(3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し .....	33
(4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進 .....	33
(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換 .....	34
5. グローバルヘルス（国際保健） .....	34
6. 文化芸術・スポーツの振興 .....	34
7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出 .....	34
<b>VII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み .....</b>	<b>35</b>
1. 工程表の策定とフォローアップ .....	35
2. 官と民の連携 .....	35
3. 経済財政運営の枠組み .....	35

## はじめに

本「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、新しい資本主義実現会議及び与党における検討を踏まえ取りまとめを行い、閣議決定を行うものである。

### I. 資本主義のバージョンアップに向けて

#### 1. 市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護

1980年代から2000年代にかけて、市場や競争に任せればうまくいくという「新自由主義」と呼ばれる考え方が台頭し、グローバル化が進展することで経済は活力を取り戻し、世界経済が大きく成長した。新自由主義は、成長の原動力の役割を果たしたと言える。

一方で、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、人口集中による都市問題の顕在化、市場の失敗等による多くの弊害も生んだ。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特定国・地域に依存するサプライチェーンでは、国民の健康や国家の経済安全保障が確保できないことを明らかにする等、各国において危機管理リスクが増大している。

さらに、今般のロシアによるウクライナ侵攻は、国際経済における地政学的リスクの存在や権威主義的国家による挑戦も顕在化させている。

実際、権威主義的国家資本主義とも呼べる体制を採用する国は、自由経済のルールを無視した、不公正な経済活動等を進めることで、急速な経済成長をなしとげ、国際政治における影響力を拡大してきた。自由と民主主義は、権威主義的国家資本主義からの挑戦にさらされている。

また、各国では、デジタル化、最先端技術の開発、グローバルサプライチェーンの再構築等、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって、推進している。

我々日本も、変革を迫られている。

#### 2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現

資本主義は過去に2回、大きな転換を遂げた。自由放任主義は、2つの世界大戦を経験する中で、政府による社会保障を重視する福祉国家の考え方にとって代わられた。その後、冷戦構造の中で、競争力を失いつつあった経済を立て直すため、新自由主義の考え方が台頭した。今回は、資本主義の歴史上、3回目の大きな転換の契機であり、新しい資本主義すなわち資本主義の第4ステージに向けた改革を進めなければならない。

資本主義を超える制度は資本主義でしかあり得ない。新しい資本主義は、もちろん資本主義である。

しかし、これまでの転換が、「市場か国か」、「官か民か」の間で振り子の如く大きく揺れ動いてきたのに対し、新しい資本主義においては、市場だけでは解決できない、いわゆる外部性の大きい社会的課題について、「市場も国家も」、すなわち新たな官民連携によって、その解決を目指していく。

その際、課題を障害物としてではなく、エネルギー源と捉え、新たな官民連携によって社会的課題の解決を進め、それをエネルギーとして取り込むことによって、包摂的で新たな成長を図っていく。

新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。また、気候変動、少子高齢化等の社会的課題への取組を通じて、国民の暮らしにつながる、誰一人取り残さない、持続可能な経済社会システムを再構築し、国際社会を主導する必要がある。

以上のとおり、新しい資本主義を貫く基本的な思想は、①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、である。

特に、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人々が成長の恩恵を受けられるようにするためには、人的資本蓄積・先端技術開発・スタートアップ育成という、市場だけでは進みにくい分野に対して、重点的に官民が連携し、大規模に実行を進める必要がある。このことは、少子高齢化の中で今後労働力人口が不足する我が国においては、決定的に重要である。

その際、男女間賃金格差の是正等を通じた経済的自立等、横断的に女性活躍の基盤を強化することで、日本経済・社会の多様性を担保し、イノベーションにつなげていくことも重要である。

加えて、いつでも、どこでも、だれでもが希望する働き方で働ける働き方の改革、子育て支援の充実、少子高齢化を迎えて国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現が求められるとともに、権力、資力、資源等が集中しない、Web3.0やブロックチェーン等の分権型の経済社会の追求も重要である。

### **3. 経済安全保障の徹底**

国民を豊かにする新しい資本主義の実現のための基礎的条件は、国家の安全保障である。現下の絶えず変化する国際情勢を背景として、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を強化することは新しい資本主義の前提である。

新しい資本主義では、外交・防衛のみならず、持続可能で包摂性のある国民生活における安全・安心の確保を図る。

また、権威主義的国家の台頭に対しては、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を重視する国々が団結し、自由で開かれた経済秩序の維持・強化を進め、自由貿易を推進するとともに、不公正な経済活動に対する対応を強化する必要がある。

## **II. 新しい資本主義を実現する上での考え方**

### **1. 分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現**

資本主義は、市場メカニズムをエンジンとして、経済成長を生み出してきた。新しい資本主義においても、徹底して成長を追求していく。しかし、成長の果実が適

切に分配され、それが次の成長への投資に回らなければ、更なる成長は生まれない。分配はコストではなく、持続可能な成長への投資である。

我が国においては、成長の果実が、地方や取引先に適切に分配されていない、さらには、次なる研究開発や設備投資、そして従業員給料に十分に回されていないといった、「目詰まり」が存在する。その「目詰まり」が次なる成長を阻害している。待っていても、トリクルダウンは起きない。積極的な政策関与によって、「目詰まり」を解消していくことが必要である。

分厚い中間層の形成は、民主主義の健全な発展にとって重要であり、新たな資本主義における経済社会の主要な担い手である中間層が潤うことで、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、サステナブルな経済社会を実現できる。このため、賃金引上げや中小企業への取引の適正化等のフロー、教育・資産形成等のストック両面から中間層への分配を進めるとともに、今後の人手不足時代に対応したデジタル投資等への支援を通じて持続可能な分配を下支えする。

## **2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保**

AI・量子等のデジタル技術、クリーンエネルギー・マテリアル技術、バイオテクノロジー・医療の分野でのイノベーションは、多くの社会的課題解決の可能性を秘めるとともに、新時代の競争力の源泉ともなりうることから、各国は、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大胆な投資を実施している。

しかしながら、我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。

我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。

また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。そのような時代においては、創造的なイノベーションと経済成長は、人の力が最大限発揮されることによってもたらされる。女性、若者、高齢者等が、それぞれの能力と経験を生かせる社会を実現するとともに、人への惜しみない投資により、一人ひとりのスキルを不断にアップデートしていくことが重要である。

## **3. 民間も公的役割を担う社会を実現**

多くの社会的課題を国だけが主体となって解決していくことは、困難である。社会全体で課題解決を進めるためには、課題解決への貢献が報われるよう、市場のルールや法制度を見直すことにより、貢献の大きな企業に資金や人が集まる流れを誘因し、民間が主体的に課題解決に取り組める社会を目指す必要がある。また、社会的課題の解決の担い手も、既存企業のみならず、スタートアップ、社会的起業家、大学やNPO等、多様化していくことが不可欠であり、民間が公的役割を担える社会を実現していく。特に、近年、子育て問題や環境問題等、社会的課題の解決を図る社会的起業家を目指す方が増加している。こうした社会的起業家の取組についても、新たな官民連携の形として全面的にサポートしていく。

こうした観点から、従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。

る。

その際、課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

### **Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資**

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

#### **1. 人への投資と分配**

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

#### **(1) 賃金引上げの推進**

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である<sup>1</sup>。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い<sup>2</sup>。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準<sup>3</sup>が反転し、

<sup>1</sup> 基礎資料P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

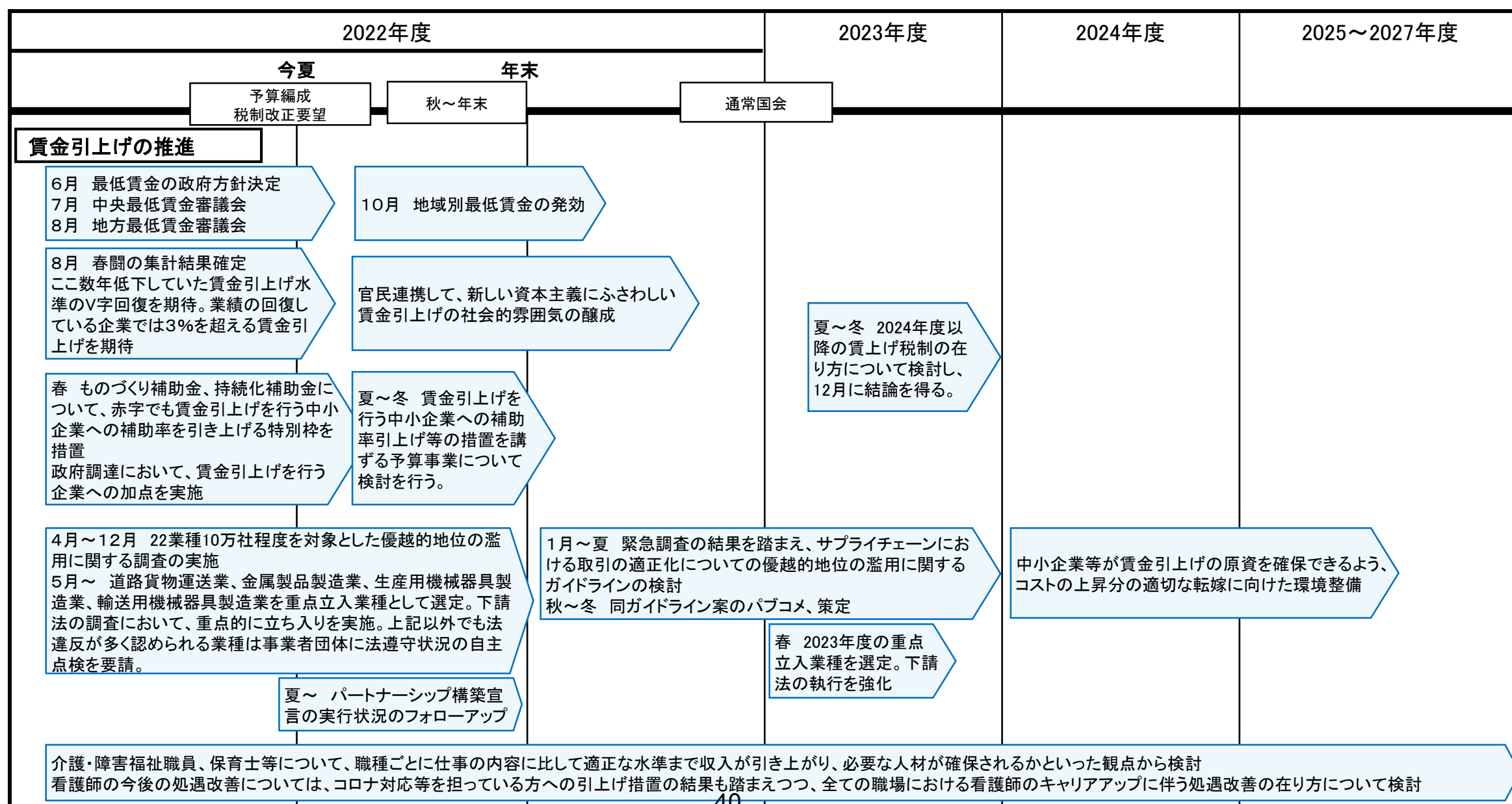
<sup>2</sup> 基礎資料P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

<sup>3</sup> 基礎資料P3：春闘結果の推移



# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

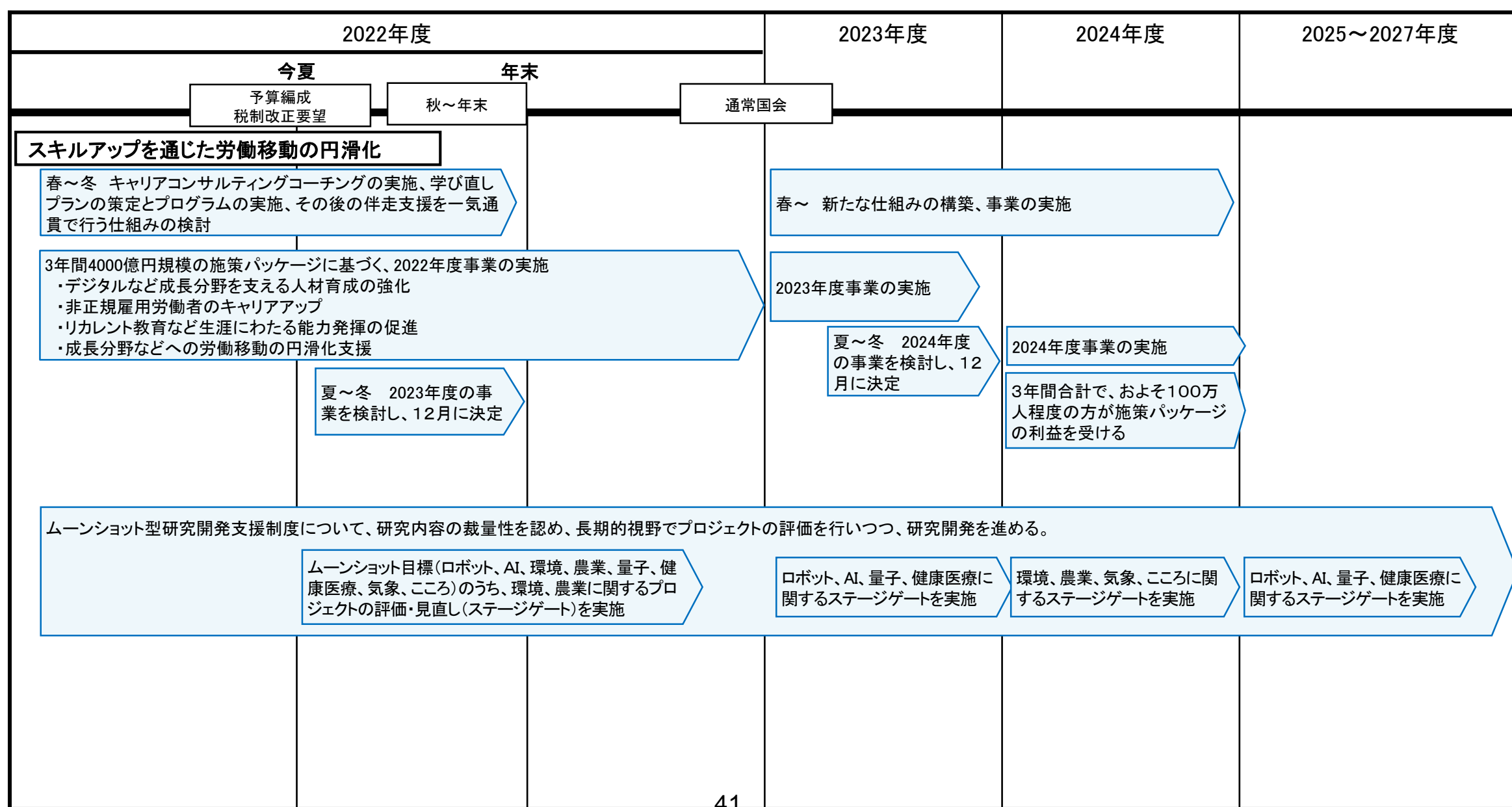
## 1. 人への投資と分配



最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引き上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す

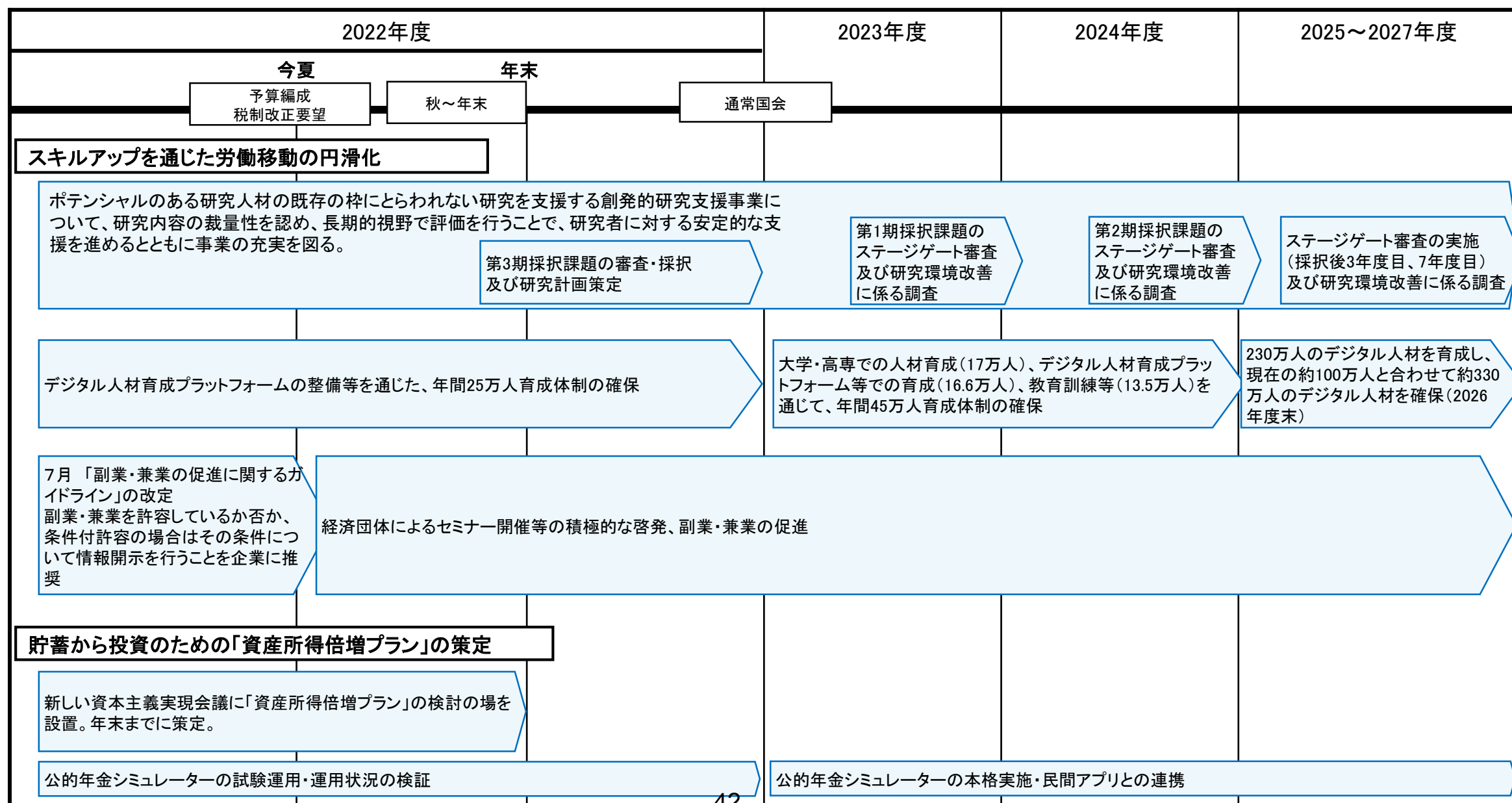
# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

## 1. 人への投資と分配



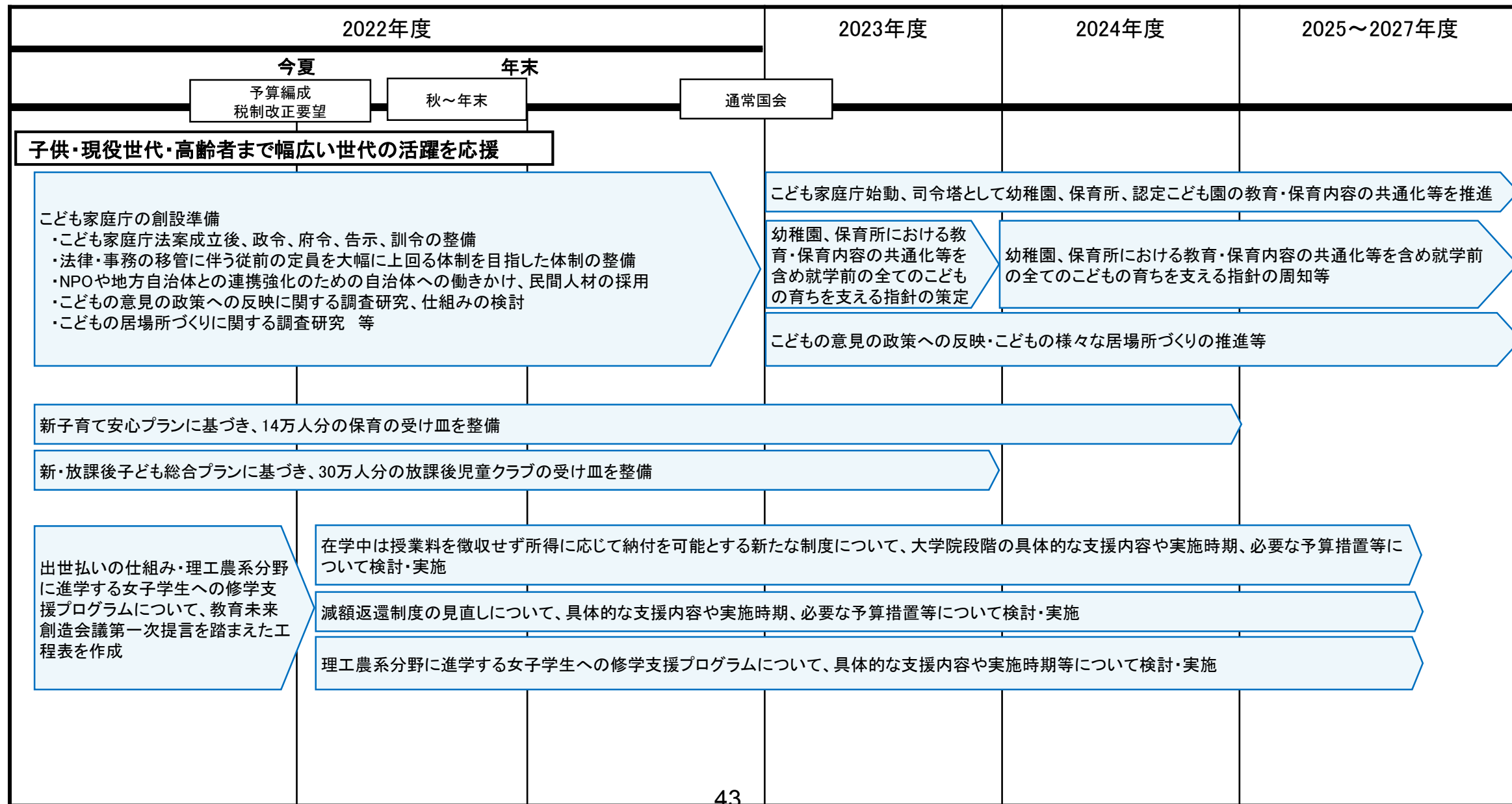
# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

## 1. 人への投資と分配



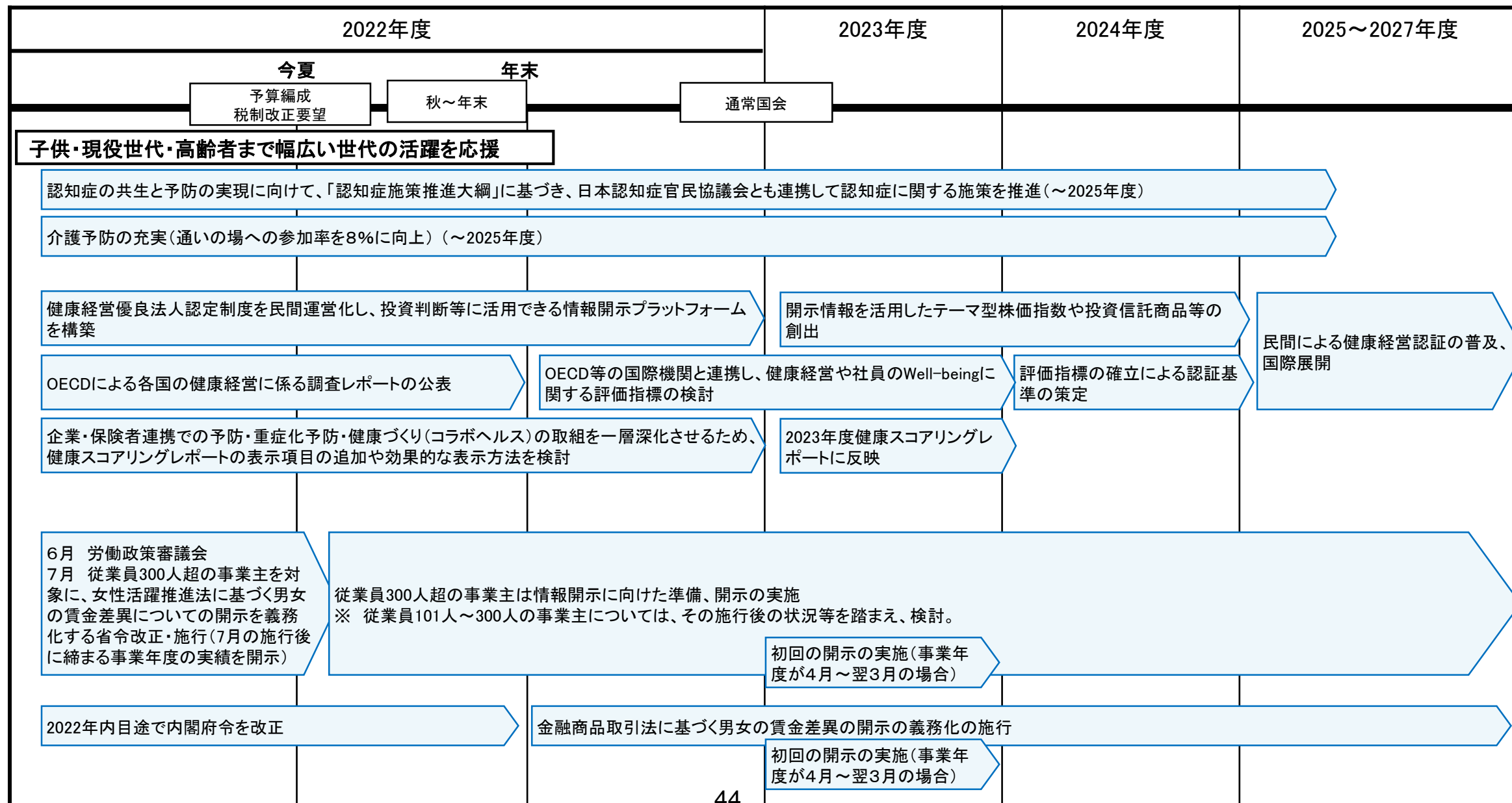
# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

## 1. 人への投資と分配



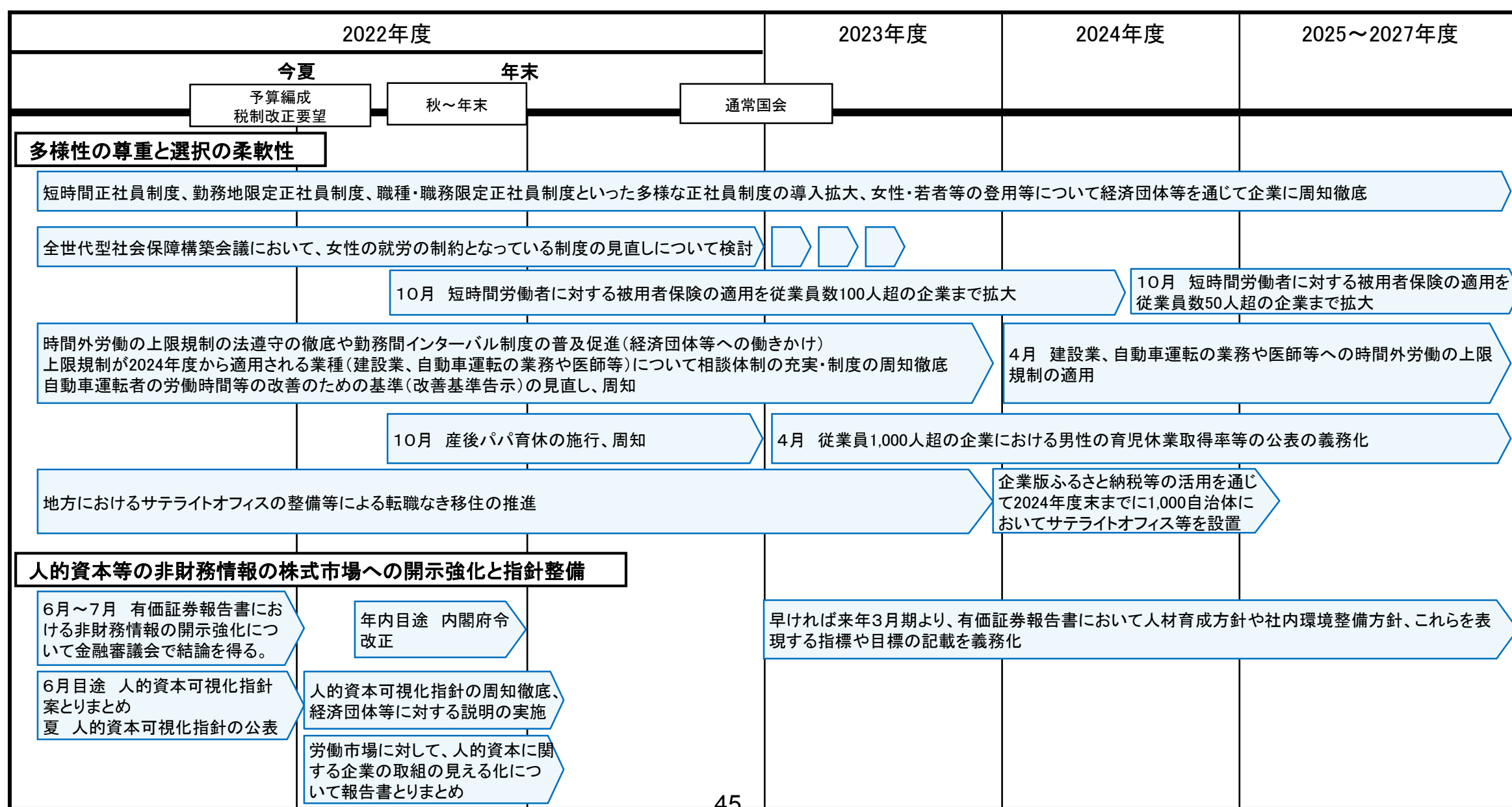
# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

## 1. 人への投資と分配



# Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

## 1. 人への投資と分配



2022年6月19日

## 令和臨調「発足宣言」

令和国民会議（令和臨調）  
共同代表 茂木 友三郎

本日、ここに、「令和国民会議」、通称「令和臨調」の発足を内外に宣言いたします。  
令和臨調は、平成時代以来、先送りされてきた積年の課題で、とくに立場や党派を超えて取り組まなければ解決困難な課題に取り組むものであります。

たんなる「紙づくり」ではなく、一步でも改革を前に進めるために汗をかきたいと考えております。そのための、合意形成活動、世論喚起に取り組んでまいります。

いま、世界中で、民主主義の危機が叫ばれております。極端で扇情的な意見、迎合的な意見が世論を煽る風潮も散見されます。こうした世界の現状を俯瞰しますと、その国によって事情は異なりますが、国内経済社会における積年の課題に対する取り組みに成功しなかった、あるいは、これを放置してきたことの結果である場合が多いように思います。

この意味で、日本も決して楽観視はできない、このように思うのであります。平成時代から先送りされてきた課題にいま取り組まなければ、日本の社会と民主主義も危機的な事態に陥ることになりかねない、こうした思いが、我々が令和臨調を立ち上げた背景にあります。

実際、日本の人口減少問題はますます深刻さを増しております。また、平成時代以来、30年余の日本の経済社会の停滞や、国力の低下を評して、しばしば、「失われた30年」「日本の衰退」「地盤沈下」といった言葉も耳にするようになりました。このような危機感は、いまや多くの国民の共有するところであろうと思っております。

私たちには、こうした日本の現実を真摯に受けとめ、次の世代が希望をもてるような、持続可能な日本を作りあげる責務があります。令和臨調はそのための一助となるべく、時代認識や問題意識を共有する各界有志の皆さんとともに立ち上げます。

現在、主宰する日本生産性本部の呼びかけに応じ、経済界、労働界、学識者など各界の有志約100名の皆さんが本日の発足大会までに参加を表明されております。発足後も活動の輪を広げ、各界の多くの方々にご参加を呼び掛けてまいります。

令和臨調は、佐々木毅さん、小林喜光さん、増田寛也さん、私の4名の共同代表制で運営してまいります。

取り上げるテーマについてであります。当面、次の3つの課題を中心に検討を進めてまいります。

第一は、「統治構造改革」であります。政府、政党、国会、選挙など課題は山積しております。平成時代の諸改革を検証しながら、とくに、国会審議のあり方など、与党だけでも、野党だけでも、解決できない課題に取り組み、「令和の政治改革」に挑

戦します。

第二は、「財政・社会保障」であります。現下のコロナ禍や食料・エネルギー価格の高騰等により政府支出の暫定的な増大は避けられないにせよ、財政・社会保障の持続可能性を担保するための取り組みに道筋をつけることは、もはや避けて通ることのできない、まったなしの課題であります。誰かが声を挙げねばならない、このように考えております。様々な危機をしっかりと受けとめることができる、社会・経済政策ビジョンの国民的な合意形成を進めてまいります。

第三は、令和時代の「国土構想」であります。人口減少・少子高齢化・デジタル化に加え、コロナを契機に加速しつつある、人々の多様な生き方、暮らし方、働き方を踏まえた、次世代に引き継ぐに相応しい、日本社会の新たなビジョン、自治体のあり方等について合意形成に努めてまいります。

令和臨調では、こうしたテーマを議論するために、3つの専門部会を設けました。すでに各部会とも、精力的に検討を開始しております。

また、以上のテーマに限らず、検討が必要なテーマについては、そのときどきの内外情勢を踏まえながら、臨機応変にプロジェクトチームを設けてまいります。当面は、現下のロシアのウクライナ侵攻等により、戦後の国際秩序が歴史的な転換期を迎えていることを踏まえ、発足大会後、共同代表の下に検討チームを組織します。

また、合意形成活動の一環としては、平成時代から今日に至る歴史を振り返りながら、各界の方々のご経験や、課題認識を共有するための、ゆるやかな交流・議論の場として、「平成デモクラシー史検証会議」を立ち上げます。

併せて、次の時代を担う若い世代の皆さんとの対話や積極的な参加を呼び掛けるためのプラットフォームとして、「令和交流ひろば」も組織します。改革の主役は間違いなく、次の世代の若者であります。私たちは、様々な機会を通じて、運動の輪を広げてまいります。

本日より来場のメンバーの皆さんの情熱と意思に支えられながら、これからの3年間をワンサイクルとして、駆け抜けたしたいと思います。

冒頭申し上げましたように、令和臨調の目的は、一步でも改革を前に進めることでもあります。そのために、私たちは、参議院選挙後、政府、政党、国会議員、知事・市町村長の皆さんとも対話を開始いたします。

本日の発足大会は、参議院選挙後から本格的に始まる、こうした対話の一環として、岸田総理をはじめ、政党代表の皆さんをお招きし、令和臨調の発足と私たちの問題意識を正式にお伝えするとともに、大変短い時間ではありますが、主催者側との間で対話を行うことを、主たる目的として開催するものであります。

この意味で、本日の発足大会は、政治の側との対話の、まさに、「キックオフの日」である、このように位置付けております。

時代の閉塞と停滞、混迷を打ち破る、意義のある活動に取り組みたいと思います。

以上をもちまして、共同代表を代表し、大会開会のご挨拶と「令和臨調発足宣言」とさせていただきます。ありがとうございました。



## 第2部会「財政・社会保障」

「財政・社会保障」部会の最終的な目的は、数世代先の未来を見通して、持続可能なかたちで社会経済を維持するために、政策形成に関する議論の土台を明らかにし、超党派での共通認識を作ることである。

財政を巡っては、持続的な社会を実現するために緊縮的に運営するべきか、それとも、いまは拡張的に運営して成長の果実によって将来の財政再建を目指すべきか、などの異なる政策意見があり、合意が難しい面が大きい。しかし少子高齢化や働き方の多様化を踏まえ、明確な時間軸に沿って必要な政策を念頭に置けば、共有すべきいくつかの重要なポイントが考えられるので、それらの点を共通の理解とすることを当面の目的とする。

たとえば次の点について共通認識を得るべく議論する。

- ① 現状認識について、日本経済が長期停滞の傾向にあること、所得や資産の格差が世界的に拡大傾向にあること、経済活動が気候変動を引き起こしていること。これらの現状を踏まえ、持続可能な資本主義システムを追求すべきであること。
- ② 財政運営について、将来世代のニーズを十分に考慮すべきであり、政策の優先順位を明確にして全体最適化を図るべきこと。特に社会保障関係費については、一人一人の状況に応じた公正な支出と負担の実現を目指すべきこと。また、数十年単位の中長期的な財政の推移について、正しい「見通し」を国民が共有すべきであること。
- ③ 財政・社会保障に関する以下のような論点について議論を進める：中長期的な予算と実績の管理、市場による国債への評価の現状と展望、超高齢化や感染症危機への対応も見据えた中長期的な社会保障制度（特に医療・介護・年金）の展望、少子化への対応の在り方など。

## 令和臨調 主な役職と専門部会等編成

### (1) 共同代表 ※会の代表者・意思決定者

茂木友三郎	キックマン取締役名誉会長 取締役会議長
小林 喜光	三菱ケミカルホールディングス取締役
佐々木 毅	元東京大学総長
増田 寛也	日本郵政取締役兼代表執行役社長

### (2) 運営幹事 ※共同代表の諮問に応じ会の運営を分担・補佐

#### 《第1部会「統治構造」共同座長》

新浪 剛史	サントリーホールディングス代表取締役社長
秋池 玲子	ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表

#### 《第2部会「財政・社会保障」共同座長》

平野 信行	三菱UFJ銀行特別顧問
翁 百合	(株)日本総合研究所理事長

#### 《第3部会「国土構想」共同座長》

永野 毅	東京海上ホールディングス取締役会長
山田 啓二	京都産業大学教授・元全国知事会長
板東久美子	元消費者庁長官・日本司法支援センター理事長

松浦 昭彦	UAゼンセン会長・全国労働組合生産性会議議長
竹歳 誠	都市計画協会顧問・元内閣官房副長官
曾根 泰教	慶應義塾大学名誉教授
飯尾 潤	政策研究大学院大学教授

### (3) 主査 ※専門部会の運営等実務や政策提言とりまとめを担当

#### 《第1部会「統治構造」主査》

谷口 将紀	東京大学教授（兼主査総括）
宍戸 常寿	東京大学教授

#### 《第2部会「財政・社会保障」主査》

小林慶一郎	慶應義塾大学教授
伊藤由希子	津田塾大学教授

#### 《第3部会「国土構想」主査》

宇野 重規	東京大学教授
伊藤 正次	東京都立大学教授

# いのち・介護・75歳 医療費2倍化中止！

【速報】2022/5/26  
東京高齢期運動連絡会  
tokyo.koureiki@gmail.com  
豊島区南大塚3-43-13  
スミヨシビル3F  
03-5956-8781

## 5・26署名提出・社会保障拡充総決起集会

### 150人越す参加

youtubeからも50人

26日12:00から衆議院第一議員会館大会議室で、全労連など「いのち・暮らし・社会保障立て直せ一斉行動」が主催して、「いのち」「介護」「75歳以上医療費2倍化中止」の3署名を提出し、ウクライナ戦争をテコに大軍拡、改憲、民主主義破壊を進めようとする政府に「軍拡をやめ社会保障拡充を」と迫る決起集会が開かれ、150人を越す仲間が参加しました。ライブ配信も50人が視聴しました。参加者は集会後議員会館をまわり各国会議員に要請を行いました。

**75歳署名 703 419 筆**

**いのち署名 463 672 筆**

**介護署名 288 077 筆**

集会では、保険医団体連合会の住江憲勇会長が主催者あいさつ。自治労連、民医連、など3つの請願署名に関わる各団体からスピーチがありました。日本高齢期運動連絡会からは、畑中久明事務局長が、75歳以上の医療費窓口2倍化中止について訴えを行いました。

集会には、多くの署名簿が持ち込まれ、各署名の累計は、上記のようになりました。



### 9人の議員があいさつ

集会には、倉林明子(参)伊藤岳(参)吉良よし子(参)山添拓(参)(日本共産党)、山崎誠(衆)宮沢由佳(参)(立憲民主党)、舟山やすえ(参)(国民民主党)、芳賀道也(参)仁木博文(衆)(無所属)の9人が参加しあいさつ。横澤高德(参)(立憲民主党)大石あきこ(衆)(れいわ新選組)の秘書が参加しました。

### 参院に75歳以上医療費 2倍化中止法案提出へ

日本共産党の倉林明子議員は、あいさつの中で10月1日から実施される75歳以上の医療費2倍化について、中止法案を参議院に提出する検討を進めていることを明らかにしました。

### 参院選で社会 保障の拡充を

参議院選挙は、軍拡・改憲・民主主義破壊への暴走か、憲法を守り平和と社会保障を守る道か重大な岐路のたまたかいになります。私たちのがんばりで政治を転換し、社会保障拡充への道を切り開きましょう。



後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案

右の議案を発議する。

令和四年六月七日

発議者

倉林

明子 

小池

梶 

武田

良介 

賛成者

伊藤

岳

市田

忠義

井上

哲士

岩渕

友

紙

智子

吉良よし子

大門実紀史

田村

智子

山下

芳生

山添

拓

参議院議長

山東

昭子

殿

後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、後期高齢者医療における一部負担金の引上げにより必要な医療の受診が抑制されるおそれがあることに鑑み、後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置について定めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「後期高齢者医療における一部負担金の引上げ」とは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第五条の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の割合について百分の二十とする場合の区分を設けることをいうこと。

(第二条関係)

三 後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止

後期高齢者医療における一部負担金の引上げは取りやめるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(第三条関係)

後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、後期高齢者医療における一部負担金の引上げにより必要な医療の受診が抑制されるおそれがあることに鑑み、後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「後期高齢者医療における一部負担金の引上げ」とは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）第五条の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項の一部負担金の割合について百分の二十とする場合の区分を設けることをいう。

（後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止）

第三条 後期高齢者医療における一部負担金の引上げは取りやめるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 理由

後期高齢者医療における一部負担金の引上げにより必要な医療の受診が抑制されるおそれがあることに鑑み、後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



国保加入者が75歳で後期高齢者になった場合の保険料比較

自治体名	年収	条件	国保料	後期保険料	差額	備考
江戸川区	2,530,000円	単身・年金収入のみ	125,000円	131,300円	6,300円	所得100万円
(23区共通)	3,000,000円	単身・年金収入のみ	164,292円	172,200円	7,908円	所得147万円
	790,000円	単身・年金収入のみ	41,400円	13,200円	▲28,200円	所得ゼロ、均等割額のみ、7割軽減
	1,965,000円	単身・年金収入のみ	77,766円	59,900円	▲17,866円	所得435,000円、5割軽減
	2,030,000円	単身・年金収入のみ	83,200円	78,800円	▲4,400円	所得500,000円、2割軽減
	本人年金167万円	年金収入のみ	94,504円	16,000円	▲68,604円	7.75割軽減、※2所得割50%軽減
	配偶者年金100万円	年金収入のみ		9,900円		7.75割軽減
立川市	2,530,000円	単身・年金収入のみ	105,700円	131,300円	25,600円	所得100万円
	3,000,000円	単身・年金収入のみ	139,164円	172,200円	33,036円	所得147万円
	790,000円	単身・年金収入のみ	34,500円	13,200円	▲21,300円	所得ゼロ、均等割額のみ、7割軽減
	1,965,000円	単身・年金収入のみ	65,472円	59,900円	▲5,572円	所得435,000円、5割軽減
	2,030,000円	単身・年金収入のみ	70,100円	78,800円	8,700円	所得500,000円、2割軽減
	本人年金167万円	年金収入のみ	78,968円	16,000円	▲53,068円	7.75割軽減、※2所得割50%軽減
	配偶者年金100万円	年金収入のみ		9,900円		7.75割軽減

※1、後期保険料 所得割8.72% 均等割額44,100円 ※2、所得割軽減 旧ただし書き所得が20万円以下25%、15万円以下50%

※均等割7割基準(本則) 所得33万円以下、ただし被保険者全員が年金収入80万円以下(\*7.75割、ただし以下の基準に該当しない)

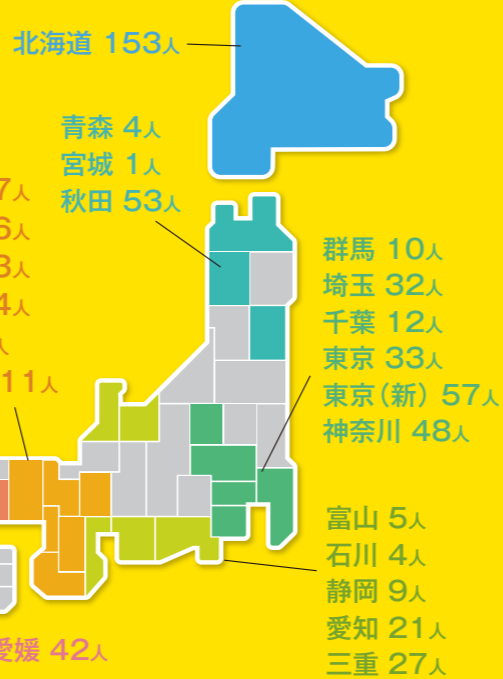
※5割 33万円+(28万円×被保険者の数)以下 ※2割 33万円+(51万円×被保険者の数)以下



# 全国29都道府県で 1,000人を超える原告が 立ち上がっています!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は最大時



北海道 42歳  
吉田 伸さん

知的障害者の作業所に通いながら一人で生活しています。灯油代が上がる中、冬季加算が下げられたので、生活費を削って灯油代にまわさなければ過ごせません。生活保護を受けていることを知られたくないと思っていましたが、いまは、自分のため、みんなのために裁判を最後まで頑張ろうと思っています。



京都府 56歳  
山崎信一さん

麻痺がある僕には、公費では支給されないけど、生活に必要な消耗品がいくつもありません。電動車いすを操作するためには、体全体の緊張を和らげなければなりません。そのため、一つ5,000円する特注の手袋で、右手をきつく縛って緊張をやわらげています。言語障害のある僕が意思を伝えるためにはiPadも必要。相次ぐ引き下げでこうした物を買うのも難しくなってきました。



愛知県 65歳  
千代盛 学さん

64歳のころ網膜剥離で中途失明し、生活保護を利用するようになりました。それまでは約30年、和食の料理人として働いていました。引き下げ前は週3度ほど湯舟につかれましたが、今は節約のために冬場も短時間のシャワーです。国からお前たちは要らないと言われていくように絶望感を感じます。



大阪府 75歳  
小寺アイ子さん

長年カラオケ喫茶を営んでいました。69歳のとき難病で働けなくなりました。貯えもなく、年金だけでは暮らせないので、生活保護を受けています。毎日100円の貯金で孫たちにお年玉や誕生日プレゼントをあげるのが生きがいです。でも、それも難しくなってきました。「ばあば、お金のいの？」と聞かれると胸が痛みます。

## 原告の声

(年齢は2020年1月時点)

## \\ 私たちも応援しています。 \\

※掲載は五十音順



雨宮処凛 (作家)

稲葉剛 (住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人)

荻原博子 (経済ジャーナリスト)

平野啓一郎 (小説家)

藤田孝典 (NPO法人ほっとプラス代表理事)

本田由紀 (東京大学大学院教育学研究科教授)

和田秀樹 (精神科医)

## いのちのとりで裁判 全国アクション

【連絡先】  
〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16  
西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所  
弁護士 小久保 哲郎  
TEL06-6363-3310 FAX06-6363-3320

いのちのとりで  検索

HP: <https://inochinotoride.org/>

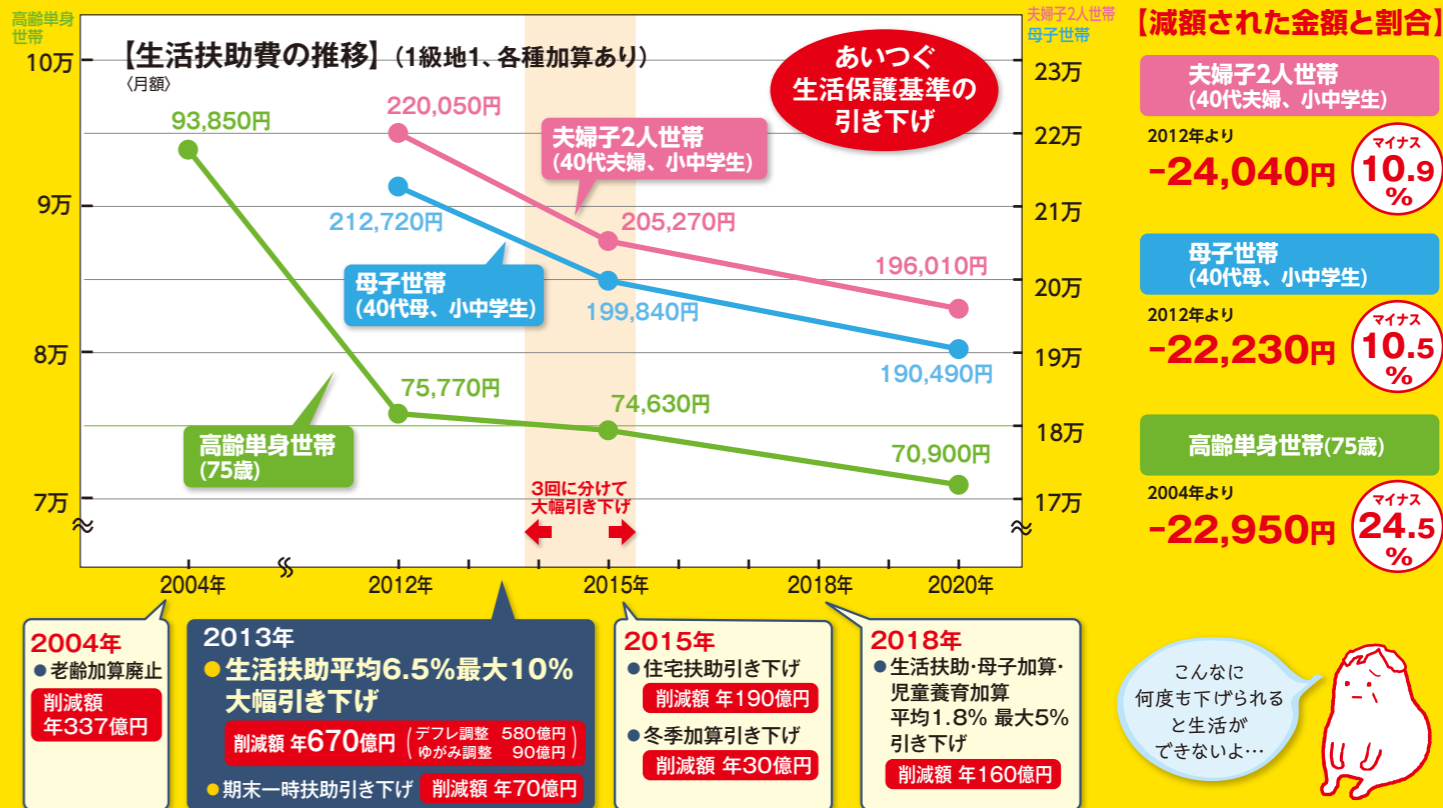
【取扱団体】

## 守ろう! 私たちの「いのちの最終ライン」

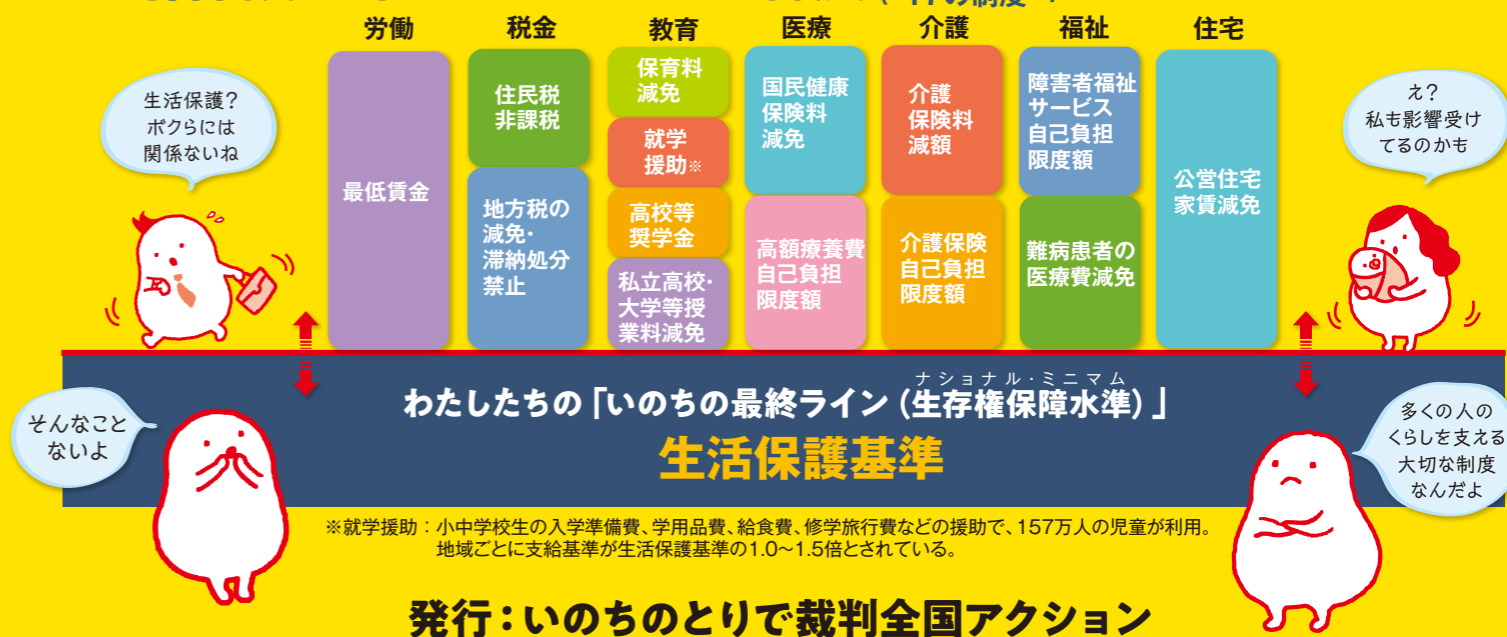
知っていますか? 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

# いのちのとりで裁判

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。「物価偽装」までして強行した大幅引き下げに対しては、全国29都道府県で1,000人を超える人が裁判をおこしています。



## 生活保護基準は、さまざまな制度(国の発表で47の制度)に連動しています



発行:いのちのとりで裁判全国アクション

# いのちのとりで 裁判の争点

生活扶助基準の引き下げは、厚生労働大臣の裁量権の範囲をはずれ、濫用しており、**憲法25条、生活保護法8条等に違反しているのではないか!?**



## 国の主張

「健康で文化的な最低限度の生活」の基準設定には、厚生労働大臣に広範な裁量権がある



## 原告の主張

- 必要性・相当性を欠く制度後退は許されない(引き下げ)
- 大臣の裁量は生活保護法8条等の委任の範囲に限定される

### 憲法25条[生存権]

1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

### 生活保護法8条

1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基として行うものとする。  
2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、…世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。

## 削減総額 670億円

### デフレ調整 580億円削減

**厚労省の説明**  
「物価」を計算したところ、2008年から2011年にかけて4.78%の下落がありました。「物価下落」を考慮して2013年から生活扶助費の一律削減を行いました。

この580億円は偽装なんだよ  
えー! なんでそんなことを!?

## 「デフレ調整」は厚労省の生活扶助相当CPIによる物価偽装

### 問題1 生活保護基準部会<sup>※1</sup>の意見を聞くことなく、独断でデフレ調整を採用した!

(デフレ調整を)容認などはしていません。議論もしていないわけですから

岩田正美氏  
日本女子大学名誉教授。貧困研究の第一人者で生活保護基準部会の元部会長代理。名古屋地裁の第19回弁論において原告側証人として証言。

岩田証人

※1 厚労省の社会保障審議会に設置された常設の部会。学識経験者による委員で構成され、生活保護基準の専門的評価及び検証を行っている。

### 問題2 物価考慮は、水準均衡方式<sup>※2</sup>の本質と矛盾!

※2 水準均衡方式とは、1983年から採用されている生活扶助基準の改定方法で一般世帯の消費水準と生活扶助基準のつり合いを維持しようとするもの。

消費水準は、すでに物価の影響を受けた結果なので、さらに「物価を考慮」すると二重評価になってしまいます。

水準均衡という改定方式と物価考慮は矛盾します

岩田証人

### 問題3 デフレ調整は、生活保護世帯の消費実態とかけ離れたウエイト(購入割合)を前提に計算された

- 生活保護世帯の消費実態を調べた「社会保障生計調査」を使わず、一般世帯の消費支出を計算の基にした。
- 消費実態は所得の高低によって当然異なり、生活保護世帯のパソコンやテレビの支出割合は、一般世帯の1/4から1/3にしかならない。

### 問題4 物価下落率4.78%は、国際規準をはずれた計算方式で作られた!

- 国際規準では物価指数を算出する計算方式は「ラスパイレス式」。
- 総務省統計局は、この方式を一貫して使用しているが、厚労省はパーシェ方式(下落率が大きくなる)を混用した。

	支出月額	テレビ・パソコン等	
		購入代	購入割合
2008年	家計調査(一般世帯)	296,932円	2,842円 0.96%
	社会保障生計調査(保護世帯)	169,799円	357円 0.21%
2010年	家計調査(一般世帯)	290,244円	4,043円 1.39% <sup>※3</sup>
	社会保障生計調査(保護世帯)	173,266円	737円 0.43%

白井証人作成の表より

※3 厚労省は、地デジ化でテレビの買換え需要が高まった2010年を基準年にした。

お金がないから電気製品なんて買えないのに〜

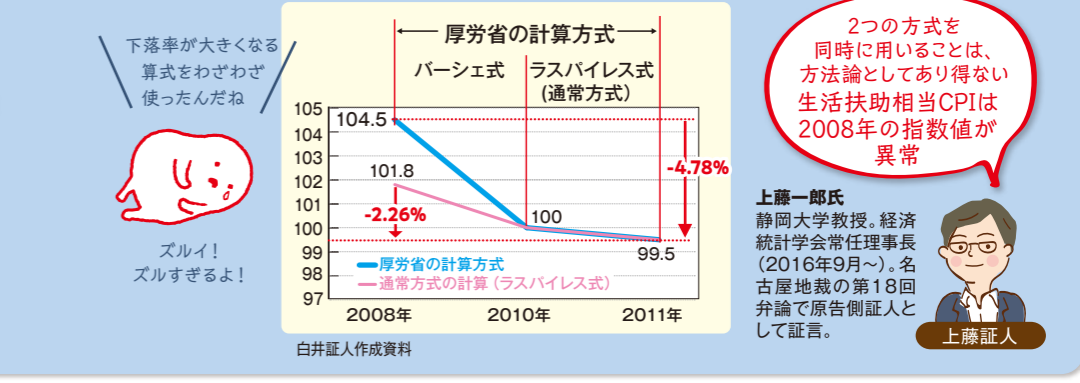
### 2008年から2011年の物価下落率トップ5

- 1 デスクトップパソコン -74.7%
- 2 ノートパソコン -73.0%
- 3 ビデオレコーダー -68.7%
- 4 カメラ -68.0%
- 5 テレビ -66.4%

パソコンとテレビが下落率に大きな影響を与えたのです

白井康彦氏  
元中日新聞編集委員。記者時代から「物価偽装」問題を追及。名古屋地裁の第19回弁論で原告側証人として証言。

白井証人



### ゆがみ調整 90億円削減

**厚労省の説明**  
所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準の消費実態を、指数を用いて比較したところ、年齢・世帯人員・地域別に「ゆがみ」があり、これを是正するために調整を行いました。

### 問題1 基準部会の検証数値を独断で2分の1に!

- 北海道新聞が行った情報公開請求で入手した**取扱嚴重注意文書**から発覚!
- 厚労省は、**激変緩和**のため検証数値を2分の1にしたというが、増額幅も抑制された結果、97億円の削減となった。

厚労省半分に抑制  
高齢者世帯、月2千円減も

2016年6月18日 北海道新聞朝刊2面

不利益を受ける人がいるのに激変緩和? なんて基準部会に内緒で変えたの?

### 問題2 所得下位10%層(第1・十分位層)から生活保護世帯を除外せず比較!

- 比較する2集団は厳密に区別する必要があるため、過去の検証(2004年、2007年、2017年)では除外されてきた。
- 基準部会の議論でも生活保護世帯を除外することとされていた。

ちゃんとサンプルを除外しないで「ゆがみ」って分かるの?

### 大幅削減の背景

2012年12月の総選挙で自民党が政権に復帰。その選挙公約には「生活保護の給付水準10%引き下げ」がありました。

厚労省が自民党の公約を「そんたく」!?

【高齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決】  
「統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」

**いずれも欠いていることが明らかで、裁量権の範囲をはずれ、濫用しており違法!**

(案)

# 国民健康保険料（税）等の調査のお願い

中央社会保障推進協議会  
事務局長 山口一秀

日ごろのご奮闘に敬意を表します。

第2期国保運営方針の下、高すぎる国保料（税）の実態は改善されないまま、保険料水準の統一、法定外繰入の解消に向けて、目標年度を掲げさせるなど、各都道府県で推し進められています。

中央社保協では、政令指定都市、中核都市、県庁所在地の国保料（税）などについて、調査をお願いすることとしました。

2021年度・2022年度の国保料（税）などについて、添付した調査一覧表に記入し、ご報告をお願いします。

## 記

### (1) 国保料（税）について

政令指定都市、中核都市、県庁所在地の2021年度・2022年度の国保料（税）について、次のモデルケースの保険料（税）年額を調査し、ご報告ください。

No.	モデルケース	2021年度	2022年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0) <u>(2割軽減世帯)</u>		
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) <u>(5割軽減世帯)</u>		
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 <u>(7割軽減世帯)</u>		
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 <u>(軽減なし世帯)</u>		

(注1) 医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計を記入してください。

(注2) 資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

(2) 資格証明書の発行状況について（2021年4月時点、2022年4月時点）

◆各都道府県の資格証明書の発行をやめた自治体名を記入。

◆発行をやめた理由について記述

都道府県名		資格証発行をやめた自治体	発行をやめた理由（記述）
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

(3) 報告期限

2022年8月末をめどに集約します。

◆第一次集約 7月15日（金）

◆第二次集約 8月31日（水）

[中央社保協アドレス k25@shahokyo.jp](mailto:k25@shahokyo.jp) まで、送信ください。

# 新宿区一般会計から国保会計への法定外繰入金を解消するロードマップを中止し、誰もが安心して支払いが出来る国民健康保険料にすることを求める陳情

2022年6月3日

新宿区議会議長 桑原 ようへい 殿

新宿社会保障推進協議会

(タカシ ヒロシ)

会 長 高橋 博

新宿区北新宿4-33-9 新建ビル

Tel 03-3362-2161

## 【陳情項目】

新宿区一般会計から国保会計への法定外繰入金を解消するロードマップを中止し、誰もが安心して支払いが出来る国民健康保険料にすることを求めます。

## 【理 由】

平成29(2017)年11月14日の区長会総会において、平成30(2018)年度からの国保制度改革に伴う特別区への対応方針が出されました。その中で、①都内保険料水準の統一、②医療費の適正化、③収納率の向上、④法定外繰入の解消又は縮減の特別区基準保険料率算定における基本的な考え方が打ち出され、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間の激変緩和措置を設け、法定外繰入金を解消するロードマップが確認されました。令和4(2022)年度の激変緩和割引は97.3%であり、令和5(2023)年度は99%、そして令和6(2024)年度には100%と、全額解消する計画です。

今でも払いたくても払えない国保料ですが、すでに限界です。長引くコロナ禍の影響で廃業、倒産した業者が増え、収入や売上が減少するなど、区民のくらしや生業が大変なところに異常な物価高騰が追い打ちをかけている状況で、このロードマップをこのまま続けて良いのでしょうか。国や東京都からの補助の増額を求めると同時に、最も身近な行政である新宿区を含めた特別区でロードマップを見直し、中止すべきではないのでしょうか。

国民健康保険制度は国民皆保険制度を支える根幹であり、社会保障です。誰もが安心して医療を受けるための国保制度が、高すぎる保険料で払いたくても払えず、医療受診抑制になるようなことがあってはなりません。少なくとも新宿区一般会計から国保会計への法定外繰入金を増額し、誰もが安心して払える国保料にすることを求めます。

## 国民健康保険税の負担軽減を求める請願

### 【請願理由】

国民健康保険は国民誰もが加入できる保険制度であり、日本の皆保険制度の根幹をなすものです。しかし、全国どこでも国民健康保険税の高騰が加入世帯の生活を苦しめています。そのため、全国知事会なども毎年のように国に対して国民健康保険の財源補助を要請しています。

新型コロナ禍で生活困窮者が増える中、国の国民健康保険財政健全化計画押し付けにも抗して、値上げの見送りや一般会計からの法定外繰り入れなどで値上げ幅の抑制努力をしている自治体もあります。しかし、八王子市は2020年度の国民健康保険事業報告の中で、法定外繰入金について、国の方針そのままに「対前年度比 38.6%、12億1,000万円減の19億2,600万円になりました。これは、制度改正の趣旨を踏まえて、保険税率を改定したことなどによるものです」と報告しています。八王子市の国民健康保険加入者一人当たりの法定外繰入金は2010年度4万5811円だったものが2020年度には1万5347円と3分の1に削減されています。その分が加入者の負担増になっています。

国民健康保険制度は憲法25条にもとづく社会保障制度です。加入者は年金暮らしの高齢者、自営業者、非正規雇用など収入の少ない人が多く、国や自治体が財政支援を行って国保税の負担軽減に努める責任があります。

2022年4月からは全国知事会などからの要望が強かった国民健康保険税の子どもの均等割額負担軽減について、国民健康保険法の改正で未就学児5割減額が実施されます。しかし、働いて収入を得ることができない子どもにまで国保税をかけるのは、健康保険組合などの公平性の観点からも根本的に見直すべきです。八王子市としても子どもの国民健康保険税を軽減するための独自施策を早急に講じるよう求めます。

### 【請願項目】

- 1 2022年4月からの国民健康保険税の値上げは行わないでください。
- 2 東京都や国に対して、公費投入増を行ない、国民健康保険税を協会けんぽの保険料並みに引き下げられるよう、財政支援を呼びかけてください。
- 3 国民健康保険に加入している子どもの国民健康保険税「均等割」は、子育て世代の家計を圧迫しています。国の軽減措置と合わせて更なる保険税軽減のため、八王子市独自の施策を講じてください。

お 名 前	ご 住 所

※署名をしていただく際は、「ㇿ」は使わず、省略しないですべて自筆で書いてください。

【呼びかけ団体】 八王子市社会保障推進協議会 〒192-0056八王子市追分6-14 フォーラムはちおうじ内

【取り扱い団体】



2022年5月18日

各市町村長 様

愛知県社会保障推進協議会  
議 長 森谷光夫

## 国保料(税)負担の軽減と、市町村独自の国保料(税)減免の拡充を求める要請

日頃から、被保険者に寄り添った国民健康保険の運営に心掛けていただき感謝いたします。

さて、愛知県から示された2022年度1人当たりの納付金額が、前年度比 8,610 円(6.32%)増加となり、市町村の保険料(税)の引き上げが心配されます。各市町村におかれては、独自の保険料(税)減免と法定外繰入の拡充、基金の活用等により、保険料(税)負担の軽減に向けて格別のご尽力をお願いしたいと思います。

また、国の国保料(税)減免への法定外繰入を制限する動きについては、愛知県社会保障推進協議会として、厚労省保険局国民健康保険課に対し、別紙の通り「市町村独自の保険料減免(法定外繰入)への制限の撤回を求める要望書」を提出し、懇談も行ってきました。

厚労省は「所得の多寡や被保険者の年齢等により保険料を一律に軽減している場合には、『計画的に削減・解消すべき赤字』とみなす」との考えを示していますが、この考え方は、全国知事会が指摘しているように、地方の実情に応じた取り組みを阻害するものです。

別紙資料で示されているように他都市では、保険料(税)の納入が困難で、収納率の低い世帯に着目した「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」の実施が、収納率の向上にも積極的な役割を果たしています。

つきましては、被保険者の保険料(税)負担の軽減と、市町村独自減免制度の取り組みが尊重されるように、次の事項の実現を要請します。

### 記

1. 市町村独自の保険料(税)減免と法定外繰入の拡充、基金の活用等により、被保険者の保険料(税)負担を軽減してください。
2. 地方の実情に応じた取り組みを阻害することのないよう、国および愛知県に対して、市町村独自の「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」等は、「削減・解消すべき赤字」とみなさないように意見を上げてください。

以上

### <連絡先>

愛知県社会保障推進協議会

事務局長 小松民子

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7

TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931

2022年5月18日

愛知県知事 大村秀章 様

愛知県社会保障推進協議会  
議長 森谷光夫

## 市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める要請

日頃から、被保険者に寄り添った国民健康保険の運営に心掛けていただき感謝いたします。さて、愛知県から示された2022年度1人当たりの納付金額が、前年度比 8,610 円(6.32%)増加となり、市町村の保険料(税)の引き上げが心配されます。

愛知県におかれては、各種医療費助成制度の実施に伴う国保国庫負担金の減額分について、医療費助成制度が愛知県と市町村との共同事業であるとの観点に立って、減額分の半額を愛知県の一般会計から繰り入れて、納付金の軽減をお願いしたいと思います。

また、保険料(税)減免への法定外繰入を制限する国の動きについては、愛知県社会保障推進協議会として、厚労省保険局国民健康保険課に対し、別紙の通り「市町村独自の保険料減免(法定外繰入)への制限の撤回を求める要望書」を提出し、懇談も行ってきました。

厚労省は「所得の多寡や被保険者の年齢等により保険料を一律に軽減している場合には、『計画的に削減・解消すべき赤字』とみなす」との考えを示していますが、この考え方は、全国知事会が指摘しているように、地方の実情に応じた取り組みを阻害するものです。

別紙資料で示されているように他都市では、保険料(税)の納入が困難で、収納率の低い世帯に着目した「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」の実施が、収納率の向上にも積極的な役割を果たしています。

つきましては、保険料(税)負担の軽減と、市町村独自減免制度の取り組みが尊重されるように、次の事項の実現を要請します。

### 記

1. 子ども・障害者・ひとり親家庭など各種医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止を国に求めてください。
2. 各種医療費助成制度は、愛知県と市町村との共同事業であることから、国庫負担金の減額分の半額を愛知県の一般会計から繰り入れて、市町村の納付金を軽減してください。
3. 地方の実情に応じた取り組みを阻害することのないよう、国に対して、市町村独自の「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」等は、「削減・解消すべき赤字」とみなさないように意見を上げてください。

以上

### <連絡先>

愛知県社会保障推進協議会

事務局長 小松民子

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7

TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931

2022年5月28日

名護市議会議長様

《陳情人》

沖縄県社会保障推進協議会

会長 新垣安男

〒900-0024 那覇市古波蔵 4-10-53-3 階

電話番号 098-833-3397

## コロナ特例減免における国費 10 割負担の復活と

### 市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情書

日頃から、被保険者に寄り添った国民健康保険の運営に心掛けていただき感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)(以下「保険料(税)」という。)の減免については、ご承知の通り、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等に係る財政支援の拡充について」(令和3年 11 月 26 日付事務連絡)等に基づき、国による財政支援が行われているところです。

コロナ禍における生活困難は、個人の責任に帰するものではなく、まさに災害、事故に類するもので、その規模からいっても、国による積極的な財政支援が求められるところです。昨年度は令和3年11月26日付け事務連絡によりすべて国費10割の財政支援となり、市町村負担は緩和されました。

しかし、今年度の国保料(税)へのコロナ特例減免は、多くのところで、市町村負担が発生することになります。今年度10割国費支援の条件は「保険料(税)減免総額(令和4年度分の保険料(税))が、市町村調整対象需要額の3%以上」であり、3年連続して「前年比3割以上減収の方が対象」の制度では、3%を超えるのは極めて困難だからです。新型コロナウイルス感染拡大の今後について、予断を許さない状況にあるからこそ、国の責任で生活支援について万全を期すべきであると考えます。

また、子どもの均等割り保険料(税)につきましては、昨年、未就学児の半額軽減措置が盛り込まれましたが、こどもが増えれば保険料が上がる仕組みは変わりありません。これは他の健康保険にはない仕組みであり、制度の公平の観点からも廃止すべきものです。

こどもの医療費助成制度等へ現物給付で無料化した場合のペナルティである国庫負担金の減額措置につきましても、全国知事会や市長会が求めているように「少子化へ逆行」する不条理な施策であります。

全国知事会が指摘しているように「地方の実情に応じた取り組みを阻害する」ことがないように、市町村独自の減免制度を尊重されるように求めます。

以下の通り陳情します

#### 陳情事項

以下の項目について国へ意見を上げてください

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保料(税)の減免にあたって、2020年度、2021年度と同様、全額国費の財政支援を継続していただくこと
2. 子ども医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止すること
3. 国保の子どもの均等割り保険料(税)を18歳まですべて廃止すること

以上

# 第49回 中央社会保障学校

完全  
オンライン  
開催

2022年

from 千葉

9月17日[土]～9月18日[日]

若い世代もベテランも共に学び、考えよう  
だれもが人間らしく生きるための憲法をいかす運動を

1日目

9月17日[土]  
13:00～16:30

講演 13:15～14:15

ポストコロナ社会  
「脱新自由主義」めざして(仮)

～経済の潮流と国民の暮らし～



明海大学経済学部准教授  
宮崎 礼二氏

特別報告 14:45～16:15

コロナ禍で  
浮き彫りとなった矛盾

～医療・介護・公衆衛生現場からの告発～

開催方法

千葉市文化センター(セミナー室)と全国を  
オンライン(Zoom)で結んで開催。

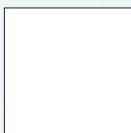
申込方法

右下のQRコードもしくは中央社保協ホーム  
ページより申し込みができます。

※ご不明な点は中央社保協までお問い合わせ下さい。

参加費：1日 1,000円  
(2日で1,500円/資料代等を含みます)

申込締切：●月●日



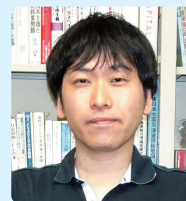
2日目

9月18日[日]  
9:30～15:30

10:00～11:30

社会保障運動  
入門講座

神戸大学准教授 井口 克郎 氏



社会保障はだれもが人間らしく生きるための共同の営みであり、憲法が保障する権利です。ところがいま、「自助・互助・共助」が強調され、制度改悪が続いています。戦後の日本の社会保障「改革」の経緯にふれつつ、「憲法をいかす運動とは？」あらためて学び、考えます。若い世代もベテランも共に…

DVD上映 12:00～

千葉からの発信  
安房文化遺産  
フォーラムの取組み



※憲法9条と25条は一体です。平和憲法を守り、活かす運動の推進に、「千葉からの発信～安房文化遺産フォーラムの取組み」を紹介します。

シンポジウム 12:45～15:15

届けよう現場・地域の声、  
広げよう運動を

コーディネーター

佛教大学教授 長友 薫輝 氏

パネリスト

松戸社保協/天海訴訟を支援する会/  
柏社保協/ちば派遣村in東葛実行委員会



[主催] 中央社会保障推進協議会・第49回中央社保学校現地実行委員会

☎03-5808-5344 Fax.03-5808-5345 E-mail:k25@shahokyo.jp

## 東京社保協 学習会開催補助要綱

- 1, 本要綱は、東京社保協第 52 回総会方針に基づいて、加盟団体が地域などで社会保障関連の学習会を開催する場合に、その費用の一部を補助する目的で作成した。
- 2, 補助額は、1 加盟団体当たり、東京社保協の会計年度（12 月～翌年 11 月）内において 1 万円を限度とする。その範囲において 2 回までに分けた補助を可能とする。
- 3, 加盟団体が補助金を請求するにあたっては、別紙「学習会開催補助金請求書」に必要事項を記載し、請求項目に該当する領収書のコピーを添付して、東京社保協宛に請求する。
- 4, 補助金の請求対象は、学習会開催後 3 カ月以内のものに限る。
- 5, 東京社保協事務局は、請求のあった「学習会開催補助金請求書」に基づいて、請求内容を確認した上で、補助金を支出する。支出に当たっては、請求団体より領収書もしくは振込機関による記録を受領する。
- 6, 請求内容や金額に疑義がある場合には、双方で協議する。
- 7, 補助金総額は年度予算の範囲とする。

以上

2022. 6. 1 作成

東京社会保障推進協議会 御中

## 学習会開催補助金請求書

\* 学習会の会場費、講師料、印刷代などを年度間に1団体、年間1万円を限度に2回まで補助します。

\* 下記に記入の上、東京社保協宛に請求ください。

団体名： \_\_\_\_\_

請求日： 202 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

補助対象学習会名： \_\_\_\_\_

開催日時： 202 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

(予定) 参加者数： \_\_\_\_\_ 名

補助対象項目と額 (\*必ず領収書のコピーを添えてください)

会場費 \_\_\_\_\_ 円

講師料 \_\_\_\_\_ 円

印刷代 \_\_\_\_\_ 円

その他 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

受領方法について○を記載 (\*なるべく送料のかからない方法をお願いします)

手渡し：(東京社保協事務所にお出でいただくか、集会などでお渡しするなど)

振 込：振込先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_